

婦人と年少者



29

◆ 働く年少者の保護について

婦人少年協会

樂愛好家の友
婦人少年協会の

移動音樂教室

を御利用
ください!!

- ◆ 食後のひととき、休日のひとときに、身近かで楽しく、好きな音楽が習えます。
- ◆ いつでも皆さまのおそばへ出むいて、親切に、いっしょに勉強できるようにしてあります。
- ◆ 各会社・工場・諸団体指導者の皆さまのお申込みをお待ちしております。

音樂教室

のおもな勉強科目

- 歌いながらおはえられる楽譜の読み方
- 楽しい歌のおけいこ（独唱・斉唱・発声の仕方）
- みんなですぐ歌える合唱のおけいこ（同声・二部・三部・混声）
- その他希望種目に関するもの。

指導者として各音楽学校・音楽指導者連盟の御協賛により、適任者を選定、派遣いたします。

◎申込の方法は次の条件により御申込ください。

- 教室(場所を問はず)が所百名単位(人員は希望者御でまゝ)、
テキスト(実費一部三十圓)の所要部数(める)、
希望の種目・日時・日数、
派遣講師の旅費(三幸往復乗車・船賃)及び宿泊費(寮又は
寄宿舎にて可)は依頼者負担のこと、
その他詳細は依頼者側と打合わせの上決定する、
申込先 東京都千代田区大手町一ノ七

シンフォニー楽譜出版社

電話 小石川 陽 二六三二七

婦人少年協會編

百万人の愛唱曲集

心の友となる、おまちなかの愛唱歌曲百二十六曲を皆さまに送ることになりました。歌唱指導にコーラスに、親しみやすく、すぐ役に立つテキストとして、一人で一冊は必ず持ちましよう。

愈々発売

団体責任者で御希望の方へ
 実物見本贈呈致します。
 (送料八円同封の事)

左記により予約申込を受けます

- 団体予約申込に限り、一部五十円
○ 二百部以上御申込の団体には、サービスとしてその会
歌・工場歌・団歌・校歌等御希望の曲を挿入いたしま
す。

東京都文京区西片町十番いの五五

○申込先

振替 七 八 四 四 二
電話 小石川 (92) 二 六 三 七

婦人と年少者 二十九号 目次

年少労働者の保護と福祉について	那須宗一	28
「働く年少者の保護運動」をむかへて	須賀万亀子	5
どれだけ多くの若者が働いてゐるか	藤本喜八	7
使用者から働く年少者に望むこと	村山善太郎	11
働く年少者から使用者に望むこと	延原誠二	12
使用者に望むこと	宮下道代	14
大滝教之	14	14
吉田多恵子	15	16
給橋衛	15	16
杉野ノブ	16	16
馬島三千代	17	17
石井はた	18	18
谷野せつ	15	15
新井 巖	21	21
田中寿美子	23	23

漁
村
ル
ボ

本年度募集「働く少年少女の生活文」

選者のことは

金久保通雄
平林たい子
横尾克己

入選文の中から二篇

◇土に立つ……小室文子

◇第五回婦人の職

◆労働婦人のページ……

◆ 女子就職者と完全失業者数・平均現金給与

◆婦人少年局ニユース……

表紙扉

カット

富山妙子
塚谷政義・甲斐仁代

A6版 132 頁
定 価 60 円
千 8 円



年少労働者の保護と福祉について

那須宗一

婦人と年少者

最近、全国の年少労働者が書いた貴重な生活記録を、婦人少年局で編集したものが出版された。この年頃の年少少女に共通な感傷癖が、文脈の中にむきだしに露われているのには、いささか食傷するが、家庭と学校と職場の三つの社会の場で経験する社会的矛盾の前に、或いはばう然とたちすくみ、或いは大人の与えた矛盾だらけの三つの環境に、激しいいきどおりを現わしていることに、深く同感せざるを得ないものがある。なぜならこれは、年少労働者だけの生活の危機ではなくて、日本の労働者がおかれている生活に共通する危機であることを知らされるからである。

定時制高等学校に通っている十六歳の年少労働者が、同じクラスメートで、将来に望みのもてない職場にみきりをつけて退めて行つた友を大変羨ましく思つて、次のように訴えている。「自分もそのような人を羨望の目でみたこともあつた。そのとおり、いやなことをやつたつて

第一おもしろくないし、自分自身のためにとつてもよくない——そんな誘惑のささやきにもあつた。二、三度会社をやめようと決心して母に相談したこともあつたが、いつもさとされるのが常である。憲法には、職業選択の自由が明示してある。『何人も、公共の福祉に反しない限り……職業選択の自由を有する。』だがそういつても、実際にはやつぱり労働者は一段と低くくらししている。腹が立つて、涙が出ようが、くやしかりうが、やつぱり働かねばならない。国民の義務だからでなく、食わんがために働くのだ。」また小都市で働いている十七歳の少年がつくつた次のような歌もある。

働けど望みはないと言ふ友をはげます

私も彼に似ており

中学校を巣立つて新しい職場をえたときは、おそろく村人こぞつての見送りを受け、なにがしかの饗別ももちつて都市に出てきたことである。学校の教育や本人の考え方の甘さ、親の

度はずれた期待などには勿論問題はあるが、はじめて就業した職場が、組合もなく、就業時間の規定さえ明らかでなく、労働法規が完全にから廻りしていることに気がつけば、雇主や同僚に対する批判の眼も鋭くなるだろうし、政府に対する信頼や労働者としての誇りも失われてゆくというものだ。

四六〇万人にのぼる年少労働者の働く事業場は、昭和二十九年十二月の労働基準法適用事業場報告によると、全事業場の七六％は一〇人未満の小企業である。つまり全国の一四歳から一九歳までの年少労働者のうち三五〇万人（農業と公務員を除けば二六〇万人）は、程度の差こそあるが、おしなべて労働条件の合理化されていない前近代的な経営形態の中で働いていることになる。

東京都内にある従業員五人未満の商店四〇についての実態調査では、実労働時間が一日二時間以上の者が六七・四％、休日が一月二回以下の方が八一・六％という結果がでている。小企業のすべてが右と同じだとは決して云えないが、このような就業時間や休日の条件のもとで働く年少者には、定時制高校への進学の道は完全に閉ざされている。またこのような労働条件が年少労働者の定着性を弱め、転職や退職を常習とする放浪性を強めることになっている。

昭和二十九年三月中学校卒業生で他府県から東京都内に就職した年少労働者のうち三三・五三名について離職状況を調査した結果をみると、一四％は三か月以内に退職している。名古屋市の

ことである。

しかし、年少労働者の保護の問題はそれにとどまるものでなく、当面の保護問題としては更に前近代的な問題がある。第一に、いわゆる人身売買と呼ばれている不当雇用の慣行排除の問題があり、第二には、学びながら働く年少者の保護の問題があり、第三には、一四歳未満の義務教育就学児童の家族労働者や街頭労働者の保護の問題がある。

第一の問題では、東北地方の農村にみられる名子（なご）制度や、中国地方の漁村にある梶子（かしこ）制度や、都市にある特飲街の遊女慣行など、すべて前近代的な不当雇用契約によつて年少者の労働が強制されている。長期契約や前借金で拘束されているこのような年少者の労働保護は、近代の労働以前の基本的人権の問題である。

第二の学びながら働く年少者の保護問題は、もともと当人からみれば働きながら学ぶ年少者であつて、学習が主体と考えられる年齢層である。したがつて、雇用者が年少労働者に対する経営上の期待と年少労働者の社会的欲求との間には、当然かなりの距離のあることが予想される。この距離を埋めることが大切であるが、問題は雇用者と被雇用者との間の理解にだけ期待しても、おそろく充分の解決は困難であろう。

そこで、定時制高校は、年少者の学習意欲と労働意欲の調整をはかるために、年少者の社会環境に積極的に働きかける必要が生ずる。ところで一例をあげれば、現在これらの年少労働者に

婦人と年少者

の小企業の事業場調査では、就職後三か月以内の退職者は二八％にも上つていふことである。また東京都のある定時制高校の調査では、学業を中途で放棄するものが四〇％もあると報告されている。このように或いは離職し、或いは中途退学して行く年少労働者は、おそろく帰郷することは少ないであろうし、さりとて労働条件のよい職場をあらたにみつけることも決して容易なことではなからうと思う。これらの年少者は、社会的モビリティの激しい都市で、はたしてどのような暮らしをたてているのだろうか。離職後や退学後のくらしについては、これまで総合的な社会調査が行われていないために実態は明らかでない。非行少年の犯罪率が十六歳から十八歳にかけて最も高いピークをあらわしていることを考えあわせてみると、最も年齢的に危機におかれた年少労働者が不安定な労働環境に置かれていることは寒肌の立つ想いがする。労働省としては、年少労働者の労働条件の実情調査や労働基準法の違反の徹底普及に今後とも努力を続けていただきたいが、年少労働者の保護対策の資料としては、離職後や退学後の年少者の生活についても法務省や文部省などの協力をえてその実態や社会的原因を明らかにしていただきたいと思う。

年少労働者の保護の主たる対象は、中小企業の労働環境であつて、中小企業の労働条件が年少者に与えるさまざまな影響を考慮して、特に小企業事業場の労働環境を改善するように最も関心が払われねばならぬことは云うまでもない

に対する給食施設が設けられている学校は、東京都の場合一六校のうち、僅かに四校だけである。しかも、これら四校に対する都の財政的な負担は、炊事夫一名の人員費の支出にとどまつていて、定時制高校生徒が全日制高校生徒と比較して、身体発育状況にかなりの劣性が認められることは、すでに数次の健康診断の結果で明らかにされている。理想からいえば、二宮尊徳の働きながら学ぶ姿は、百年前の、教育と労働がまだ機能的に分化していない社会で立身出世した人間の像であつて、もはや今日の年少者が期待する理想の人間像ではあり得ない。

第三に、義務教育期間中の最年少者の労働に至つては更に問題である。しかるに、世間では、十四歳未満の年少者の労働を親孝行として称讃する傾向がまだにある。十四歳までの年少者の収入といつても、名優の小役のように一日三百円も取るものもあれば、一日二〇円の牛乳配達もある。しかし月払いを受けている最年少労働者の六四％はわずかに一、〇〇〇円未満の手取りである。月一、〇〇〇円の賃金を得るために義務教育の就学期間に働かねばならぬことは、当人はどう思っているにせよ、何としても悲惨である。これらの就学児童の労働使用については、許可の手続を設けて労働基準法の保護を受けるようになっていふのであるが、昭和二十九年三月に婦人少年局が調査した東京都内の新聞配達児童一八五名のうち、僅か八・二％の者が許可を受けているに過ぎず、九二％に近い児童については使用者側が許可の手続もせず

に就労させていた。また私が漁村を調査したとき、船方の常識では、「三歳から船にのせなければ一人前の漁撈家にはならないので、学校の長期欠席も職能修得のためには止むを得ない」という解答があつた。このような家族労働の近代的経営や、親孝行として道徳的評価を受ける最低年齢者の労働は、一日も早く日本の社会からなくすようにしたいものである。さしあつての保護対策としては、無許可の使用の就学児童の労働をすみやかに排除して、少しでもよい労働条件で働かせたいものである。

右にあげたように年少労働者の保護についてはさしせまつた種々の問題が予想されるが、年少者が就業せざるを得ない社会的原因の多くは家庭の貧困に要約されるのが常である。年少者が学校を休んだり、進学希望を捨てたりして労働に従事しなければならぬのも、おそらくは家庭の経済的貧困が最大の根源であろう。しかし、問題のすべてを経済的貧困のせいにしてしまふことは、貧困のよつてくる社会的諸条件を考えるとかえつて解決の道を見失ひ、途方にふれてしまふのではなからうか。家庭の物質的条件を、家庭内の人間関係だけで解決することは困難である。より広い社会の場から家庭環境が調整されなければ基本的な解決はのぞめない。年少労働者の福祉の問題は、いわばこのような広い社会の場からの環境調整である。

年少労働者の福祉問題は、労働者である限り、職場の労働条件の解決が先決であることは云うまでもない。職場において労働管理が適当に行われ、衛生上の措置や危険防止の処置が適切に行われ、労働時間外の余暇が指導的に与えられるならば、年少労働者の福祉への道は開かれることになる。しかし、福祉の対象が年少者であることから、とくに家庭と学校環境が年少労働者の幸福に重要な関係をもつことも当然である。ところで、年少労働者の家庭は、もともと両親の養育下にあるべき年少の家族成員を社会的労働につかせている事実から判断してもわかるように、家庭はすでに年少者の行動を統制し、指導する能力を失つていゝとみるべきである。次に学校環境は年少労働者にとつて最も魅力のある環境であるが、今日の学校は、学内生活の充実がせい一杯で校外生活について指導するまで手が届いていないのが実情である。

そこでこれら三つの社会環境を調整して、年少労働者の福祉をはかるためには、三つの環境を含んだ社会環境として地域社会が問題解決の場として考えられる。

たとえば五人未満の事業場では、年少労働者は健康保険も失業保険も受ける資格をもたないものが大部分であるが、地域社会のいくつもの事業場が協力さえすれば、任意包括の適用を受ける道が開けるだろう。レクリエーションや図書館の施設にしても、中小企業の事業場では経済的にも求め得ないことが多いが、地域社会で学校なり、公民館なりの公共施設を利用して、時には専門家を招いて教養指導を受けることも考えられる。また地域社会の住民に呼びかけて公共のレクリエーション・センターを年少労働者

者の利用しやすいように設けることも考えられる。そしてまた毎年多くの年少労働者を受入れる都市では、職場配置前に環境の急変に對処する心構えや就業上の落着きを得させるための施設もほしいし、年少労働者のための指導者のある集団宿舎も必要な福祉施設である。中小企業に働く年少者の福祉は、とくに地域社会の施設が中心とならねば、指導のための環境をつくることは困難であろう。

年少労働者の福祉をはかるために地域社会を組織化するには、第一には年少労働者を含めた地域の同じ仲間の中から適当なリーダーを得ることが先決である。リーダーの資質としては、一定の知性もち、感情的に安定した人間を選ぶべきである。他人がすぐれていることに寛大であり、仲間の人々の批判や反対意見を充分受け入れる能力をもつ人でなければならぬ。リーダーの任務は、まず地域社会の住民に年少者の福祉問題の解決が個人的能力や職場の経済力の限界を超える性質のものであつて、しかも共通の問題として多数の人々の関心を惹起すべき性質のものであることを自覚させることから始めねばならぬ。このような問題意識を拡大伝達する際、おそらく最大の障害は、住民の年少労働者に対する偏見や先入観であろうから、このような偏見を除くためにも、年少労働者自身が劣等感をなくして住民の所屬している諸団体に協力を求めねばならぬ。リーダーの任務はそれだけではない。福祉問題の解決のためにリーダーは専門家の意見や指導を得るようにな

ければならぬ。リーダーは専門家に住民との中間に立つて、問題解決のための科学的調査や研究を行う必要がある。調査すること自体が地域社会の組織化を促進することにもなる。

しかし、このようなリーダーの活躍によつて福祉問題の解決策が具体的にたつたとしても、これを実施に移すためには地域社会の住民の積極的参加がなければ成功しない。地域社会の組織化の第二の要素はいかにして地域社会の住民を自発的に参加させるかという問題である。自発的参加の仕方決定するためには、住民の地

域的活動の単位である小地域社会の住民相互の親密度、経済的社会的機会の利用度、更には従来の地域社会の問題解決のための参加度などを充分測定した上で決めねばならぬだろう。この点については紙数の関係上詳説することを省かねばならない。

年少労働者の福祉問題解決の場として、コミュニティ、オルガニゼーションを考えてみたのであるが、勿論地域社会の果たす役割にも限界があり、国家が直接行うべき役割は愈々増大しつつあることも事実であつて、社会保障の拡

中央大学教授

第九回

「働く年少者の保護運動」をむかえて

須賀 万 亀

薄暮の裏通りを二人の新聞配達少年がこんな話をしながら過ぎていった。「新しい新聞つていゝにおいだな」「あたゝかいにおいがするね」「自分のくぼる新聞が待たれてることがうれいといつていたこの年少の労働者達は、働くことのよこびと同時に新聞そのものへの愛着を持ち、それを配達する仕事に誇りを

運動のつどいと云えばともあれ、こさつぱりして出て来る年少者の多い中で、こゝでは衣類はもとより顔も手足もよごれ放しで、光りのないまなざしと顔色がならんでゐる。いつそ、このまゝこゝで一眠りしようじやないかと云いたい空気があつた。暗く重い労働が思いやられる。明暗さまゝのあらゆる分野にわたる職場に労働基準局の調査によるものだけでも八四万の年少者が推計され、十四才から十九才までの労働力人口五一七万人、中就業者は四九八万人に上つてゐる。労働省がこれらの年少者の保護と正常な成長を願つて昭和二十二年保護運動を始め、以来九年の年月が経つてゐる。この間において年少者と云えども労働者社会に影響ある問題から除外されるわけもなく、否むしろ好影響にはおくれで悪影響にはまつ先にぶつかるのがつねであつた。労働組合活動も婦人と年少者を守りぬくには未だ力弱いことは、昭和二十八年以来のデフレ下にあつて、これらの力弱い労働者の受けた数多くの事例をみてもわかる。しかも一面において総理府統計局の勤労者家計費調査の動きにも現われているごとく、昭和二十九年上半期において基礎的な世帯主の収入の家計費における割合は八七・一％で前年同期と比較するとやや減少しており、その他の家族の収入の家計費における割合は二二・九％と、前年度よりやや増加している。この傾向からみても、零細な年少者の賃金も一家の支柱の一部となつてゐることも、またその置かれてゐる地位のいきぐるしさも、うかがはせはしまいか。「お金なんでものがなくて活せるといふなあ」と云つた中学二年の新聞配達。おれら、とつぱらや（小さい）職場

の意)の女つ子は、一冊でも多く読められ、ねざらわれ、はげまされることね」と云う十六才の織物工。

年少者には特に必要な十分な休息も中とれない現状で、最も重要視したい睡眠時間も昨年の保護運動中に行つた余暇生活調査では、約五百人の四六%は八時間未満の睡眠しかとっていない。年少者の中でも年齢の低いものは疲労感を言葉で訴えることがあまりないが、しかし「くたばれないけれど学校に行つて睡くなつてこまる」「この頃体操なんか好きでなくなつた」とこんな話をしている。

労働し、その上にまた学びもする年少者が、その重みにしなやかな心を曲げゆがめられ、押しつぶされることのないようにと、年々この保護運動は目標をさだめ問題点を取上げて、労使に、一般社会に呼びかけて来たが、本年の「職業人としての誇りをたかめる」と云う目標は、年少者を扱う場合の基本的なものと考え方から生れて来たものである。年少者を未熟な労働者、足手まといのもの、成人労働者の不完全な代用とのみ見るような職場においては、年少者の職業人としての誇りは持たれようもない。「小僧」とか「チビ」とか呼びすてられ、鼻の先であしらわれるところでは、誇りどころか人の顔色をうかがい、要領よく力の出し惜しみをせざるがら年少者を生み、その力が十分生かされることはむづかしいのである。与えられた仕事が多

なにかさやかなものであつても価値が認められ、ねざらわれ、はげまされること

から、年少者は自分の存在価値をおのずかと自覚し、仕事を大切にしようになり、働くことのよさを感ぜようとする。幼いながら一人の人間として認められていけることは、生活を明かす上勇気づけ、職業人としての誇りも先ずこゝから湧いてくるものである。「子供扱いしないで」「乱暴な言葉をつかわないで」「私達のいうことも親切に聞いて」と云う声は、一人の人間として認められたい願いを語っている。

「あなたがたは学生だ」という気持ちと、職業人だと言ふ気持ちとどちらが強いのか」と定時制高校生に質問したところ、誰も彼も「学生です」と答えた。職場の話をしながらないので敢えてふれないことにしている、と云つた教師もいる。本来勉学を生活の中心とすべき年齢に、その気持ちが強いのは当然としても、職業人ではないといわせるところに、職場での年少者の扱い方がうかがわれもするのである。「無理して通学させたのに、卒業したら他の工場に移つてしまつた」と不満をもらす使用者もすくなくないが、平素の扱い方にも反省されるべき点が多いのである。また年少者の家庭においても幼くして働かせる哀れみや、あるいは家計のためになるという気持ちからのみ、その労働を見るべきではなく、職場という社会環境の中で、人として成長する要素をいかに

にくみ取つていくかの点に、意をとめてほしいものである。

本年はこの運動の一行事として図書寄贈運動を提唱している。職業人としての意識をたかめ意欲を持たせると同時に、見聞の広い理解力の豊かな人間性を養つてほしい。戦後十年、あらゆるものが焼けぼろびたかと思われた焼土の中から、科学も文学も生活文化も目ざましく復活してきたにもかゝらず、哲学だけが取りこざれていないという社会にあつて、読んで考えて系統だてて生活するよりも、目で見てそのまゝ頭に焼きつけて覚えるというやり方が手つとり早く行われている。これは書物が年少者の経済能力には重すぎる、ということと相まつて、読書の特長を年少者から遠ざけていくようである。しかし年少者は本を読みながつていく。本を読まないという者の理由は、時間がないことが最も多く、次いで本が買えないためとなつていく。労働時間が企業の経営状況にゆづられることもあろうし、法の通りに行われないう傾向が強い。学生の場合には勉学が主になり、その他の読書ができないこともある。本が買えないということは、友達への貸借による本の入手方法が圧倒的に多いのを見てもわかる。大企業や小数の施設のある工場をのぞいて、多くの年少者の手近にある本は大人のひまつぶしの読みかすの、しかもこのまじく内容のものが多くのである。表紙はちぎれ、手

ずれて本の形すらとどめないものを職場ではよく見かける。角々のカッチリと

がった、印刷の色も美しく、表紙をあける時かすかな音がする、そして夢や愛情や勇気、あるいは色んな知識に胸ふくらむ想いで読む、そのような良書を手にするよろこびなど、味わい難い環境にある年少者の如何に多いことか。自分の本箱を持ち、選択して与えられた本を占有できるめづまれた家庭の子供の生活からは、およそ遠い地帯に多数の同年齢の子供達が働いていることを、この機会に一一般社会はもう一度あらためて見なおしてほしい。

一冊の本が年少者の手から手に渡り、形がなくなるまで愛読されることは、たゞ一度読まれたまゝで本箱にしまわれる本から見れば、本自身としては満足であるが、この年齢の労働者には特に楽しく良い内容の美しい本に度々ふれることから、正常な読書の意欲も強まり、美くしいもの良いものの判断力も知識への欲求も育つて行くであろう。また問題となる余暇時間の使い方等についてもおのずから開けてくるものと期待される。明かるといふ社会、健全な社会をつくらうとする大人の努力は、遠く広い視野をもつて、こゝにもそゝがなければならない。

(年少労働課 広報係長)

どれだけ多くの若者が働いているか

藤本 喜八



働く年少者の保護運動が、全国的に展開される機会に、一体どれだけ多くの若者が働いているか、という人数をめぐる諸問題を考えるのも、必要なことではあるまいか。人数をめぐる諸問題を論じようとするれば、いきおい統計に頼ることとなり、読者の不便をかうおそれがあるが、しばらくおつき合い願いたい。

歳未満で、従つて中学校に在学しながら働いているのは、約二万人と見ることができよう。

十五〜十八歳の若者は、実数において男女ほぼ同数に近いが、男女それぞれ全労働者の中で、この若者が占めている割合(%)を考えると、男子は全労働者の僅か四%に過ぎないが、女子は全労働者の

第1表 労働基準法適用事業(総数)(単位万人)

	提出事業場	提出率 %	全労働者数			15~18歳労働者			15歳未満労働者		
			総数	男	女	合計	男	女	合計	男	女
昭和23年末	508,015	68.7	988.4	788.1	245.2	92.8	48.7	44.0	5.9	2.7	8.2
24年9月	596,480	80.9	1037.8	774.6	262.7	84.0	41.6	42.5	2.2	1.4	0.8
25年末	681,487	89.7	1054.7	798.8	255.9	78.1	35.1	43.0	0.9	0.8	0.1
26年末	752,602	86.9	1042.4	778.0	264.4	73.5	38.6	34.9	0.9	0.8	0.1
27年末	818,407	86.9	1079.5	801.1	278.4	69.7	31.7	38.1	1.0	0.9	0.1
28年末	869,877	87.9	1151.5	848.5	303.0	73.9	34.7	39.3	1.8	1.7	0.1
29年末	901,428	88.8	1173.7	856.8	317.5	72.6	34.6	37.9	2.0	1.9	0.1

(労働基準監督年報による。)

第2表 労働基準法適用事業(工業)(単位万人)

	提出事業場	提出率 %	全労働者数			15~18歳労働者			15歳未満労働者		
			総数	男	女	合計	男	女	合計	男	女
昭和23年末	228,571	78.9	489.9	310.8	129.6	57.9	26.8	31.1	8.6	1.8	2.4
24年9月	259,976	84.7	472.5	333.7	138.8	58.2	26.7	31.5	0.9	0.8	0.5
25年末	258,228	86.9	448.6	322.8	125.8	50.8	22.5	28.3	—	—	—
26年末	281,472	89.5	484.5	339.8	144.7	54.1	22.5	31.6	—	—	—
27年末	290,914	89.6	498.5	345.6	147.9	50.5	21.1	29.3	—	—	—
28年末	299,780	89.8	510.2	356.8	153.4	52.9	23.2	29.8	—	—	—
29年末	306,918	90.4	529.5	370.0	159.5	51.8	23.4	28.4	—	—	—

(労働基準監督年報による。)

で、女子は約一八%を占めるのに対し、男子は約六%を占めるに過ぎない。(男女合計は約一〇%)。

二 他の諸国とくらべて

今述べた数は、すべて労働基準法適用事業に限られているから、国家公務員法の適用をうける事業、家族だけを使用する事業は含まれていない。世界の他の諸国については、右の数字と直接比較できるものが得られないから、便宜上、国際労働統計年鑑(一九五四年版)によつて、各国の労働力調査を基として比較して見よう。言うまでもなく労働力調査では、雇われていると否とを問わず、すべて就業しているものは、みな計上されている。第三表(A)がそれである。この表は、主な国々の全労働人口のうちで、十五〜十九歳の若者が、どれだけこの比率を占めているかを計算したものである。

(註) 但し日本とイタリイは、十五〜十九歳間に、実は十四〜十九歳が計上されている。従つてイタリイの十五歳以下の間は、実は十四歳以下を意味する。

第 3 表 (A) 各国労働力人口中の年少者の占めるパーセンテージ

			男		女	
			15以下	15~19	15以下	15~19
カナダ	1951	0.2	7.6	0.2	17.0	
アメリカ合衆国	1950	0.8	5.6	0.8	8.4	
日本	1952	—	10.9	—	15.8	
ベルギー	1947	0.6	8.2	1.2	15.4	
チェコスロバキヤ	1947	0.8	9.9	0.6	16.8	
デンマーク	1952	0.9	8.7	1.8	15.1	
フィンランド	1950	0.8	10.0	0.2	10.1	
フランス	1946	1.2	9.4	1.8	12.0	
西ドイツ	1950	0.8	10.6	1.1	16.6	
イタリー	1951	1.0	14.2	1.1	22.2	
ポルトガル	1950	8.8	12.0	5.9	19.0	
スペイン	1940	2.9	18.7	2.1	15.9	
スウェーデン	1950	0.1	6.8	0.2	18.7	
スイス	1941	0.2	9.4	0.8	17.5	
イギリス連邦帝国	1951	—	8.0	—	17.7	
ユーゴスラビヤ	1948	4.6	15.6	4.9	15.5	
オーストラリア	1947	1.2	9.6	1.4	25.1	
ニュージーランド	1945	—	9.8	—	24.8	

第 3 表 (B) 労働力人口中の年少者の占めるパーセンテージによる国々の分類

男 子		女 子	
7%以下	アメリカ合衆国 スウェーデン	10%以下	アメリカ合衆国
7~10%	カナダ ベルギー チェコスロバキヤ デンマーク フィンランド フランス イギリス連邦帝国 オーストラリア ニュージーランド	10~17%	カナダ 日本 ベルギー チェコスロバキヤ デンマーク フィンランド フランス 西ドイツ スペイン スウェーデン ユーゴスラビヤ
10~18%	日本 西ドイツ ポルトガル	17~24%	イタリー ポルトガル スイス イギリス連邦帝国
18%以上	イタリー スペイン ユーゴスラビヤ	24%以上	オーストラリア ニュージーランド

第三表 (A) だけでは、日本が諸国に比して、年少者を多く働かせているかどうか、ハッキリしないので、第三表 (B) のように整理して見た。すなわち年少者を働かせている比率で段階を区分して、諸国を分類して見ると、男子は、比較的多数働かしている国の仲間に入り、女子は比較的小くしか働かしていない国の仲間に入る。つまり、女子の就業率の中で年少者が高率を占めるというのは、ほぼ各国共通である。

一休この年頃の他の半数は、高等学校などに通学していて、非労働力と見なされる。従って同じ年齢層の中で、労働力として計上されるものが、どれだけの比率を占めているか、ということを検討する必要がある。

すなわち、第四表は、主な国々の男女十五~十九歳の比率で、可働人口と認められるものの占める比率を算出し、その比率の段階によって国々を分類したものである。これによって見ると、男子の比率が働いていて、

三、増えつつあるか減りつつあるか

年少労働者は、全体として減りつつある。第一表は、戦後の年少労働者が実数において大いに減りつつある姿である。

第 4 表 年少者のうちで、働いている者の占める比率による諸国の分類

男 子		女 子	
50%以下	アメリカ合衆国 (1950)	80%以下	アメリカ合衆国 スペイン
50~60%	カナダ (1951) 日本 (1952)	80~90%	ポルトガル ベルギー
60~70%	ベルギー (1947)	40~50%	イタリー
70~80%	チェコスロバキヤ (1947) フィンランド (1950) ポルトガル (1950) フランス (1946) スウェーデン (1950) スイス (1941) ニュージーランド (1945)	50~60%	日本 フィンランド フランス スウェーデン スイス
80%以上	デンマーク (1950) イタリー (1951) スペイン (1946) イギリス連邦帝国 (1951) ユーゴスラビヤ (1948) オーストラリア (1947) 西ドイツ (1950)	60%以上	チェコスロバキヤ デンマーク イギリス連邦帝国 ユーゴスラビヤ オーストラリア ニュージーランド 西ドイツ

上の二つの表の太字で示した国一たとえばアメリカは、働いている年少者が男女とも最も多い部類に属する国の例である。

第 5 表 工場法時代の年少労働者の推移 (単位万人)

	工場数	職 工 総 数			0~15 歳職工数		
		総 数	男	女	総数	男	女
大正10年末	49,380	168.6	75.7	87.8	80.2	6.2	24.0
11	46,427	169.1	83.4	85.7	28.5	5.2	28.8
12	47,786	176.5	83.8	92.7	26.9	4.4	22.4
13	48,394	179.0	86.0	98.0	26.4	4.8	22.1
14	49,161	180.8	85.8	95.6	26.8	4.0	22.8
昭和1.10.1	51,906	187.5	89.4	98.1	27.5	4.0	23.4
2	53,680	190.0	92.3	97.6	24.5	3.6	20.9
3	55,948	198.6	94.9	98.7	29.9	3.4	20.4
4	59,887	182.5	85.5	97.0	22.6	2.9	19.8
5	62,234	168.4	79.6	88.7	18.1	2.2	15.8
6	64,486	166.2	77.5	88.6	18.1	1.9	16.1
7	67,318	173.4	84.6	88.7	16.8	2.1	14.7
8	71,940	190.1	96.8	98.8	18.6	2.6	15.9
9	80,811	216.8	114.7	101.6	21.6	3.6	18.1
10	85,174	236.9	128.8	108.2	24.1	4.8	19.8
11	90,602	259.8	145.8	118.4	25.8	5.0	20.8
12	106,006	298.7	172.7	120.9	28.6	6.6	22.0
13	112,932	321.5	200.0	121.8	29.7	9.4	20.8

商工省「工場統計表」による。職工五人以上を使用する工場の調査で、官営工場を含まない。

第 6 表 (A) 業種別 15~18 歳労働者数 (男子) の推移

	23 年末	24 年 9 月	25 年末	26 年末	27 年末	28 年末	29 年末
1 工 業	268,304	266,970	224,922	225,281	211,480	231,815	233,887
2 鉱 業	84,145	22,678	12,887	7,178	7,186	6,881	4,567
3 土 建	31,076	25,179	20,202	17,785	14,217	15,088	16,218
4 交 通	41,982	31,860	14,691	8,870	7,229	7,494	7,068
5 貨物取扱	4,509	3,489	2,210	2,144	1,818	1,915	1,899
6 農 林	6,699	6,114	6,098	6,379	6,321	2,117	6,660
7 畜産水産	4,189	5,321	7,320	6,974	5,135	4,544	4,064
8 商 業	17,859	25,136	33,078	41,643	42,917	49,883	51,584
9 金融広告	6,144	5,811	6,110	5,284	4,424	4,016	3,656
10 映画演劇	998	699	788	695	613	710	679
11 通 信	6,910	2,170	2,788	619	3,880	4,648	3,446
12 教育研究	5,051	3,978	3,479	1,373	1,655	1,853	1,294
13 保健衛生	2,100	953	1,078	1,082	1,066	1,295	1,855
14 接客娯楽	1,458	1,396	1,731	1,982	2,852	4,054	4,863
15 清掃屠殺	273	253	141	275	197	178	185
16 官 公 署	10,862	8,273	7,962	3,050	2,098	1,647	1,452
17 そ の 他	7,519	5,252	5,538	5,345	4,191	4,552	4,099
合 計	449,673	415,532	350,523	335,909	316,629	346,590	346,405

しかし、他面において労働基準法適用の報告は益々増え、事業場数も全労働者数も増えつつあるのだから、年少者の職場の狭隘化は、実数以上に深刻である。すなわち、男子労働者全体、女子労働者全体、その合計のそれぞれに対する年少労働者の比率を算出して、グラフ化すると、いつそうばつくりするのであるが、ここでは割愛する。

四 これは戦後の特色か

人はしばしば労働基準法がうるさいから、年少者の使用を避けるのだと云う。果たそうか。そうであれば、全般的な減少傾向は、戦後労働基準法下における

特色だろうか。

第五表は、工場法時代の年少労働者の推移を、商工省「工場統計表」に基いて作成したものである。全職工数の中で占める年少者の比率を見ると、当時において

も、年少者は年々減少したのであつた。これと対比するため、戦後労働基準法下の「工業」における比率を見ると、ほぼ同じ傾向を示しているが、しかもなお、戦後の工業の方が、戦前よりも高率を占めているのに注目すべきである。

五 年少者は一率に減っているのか

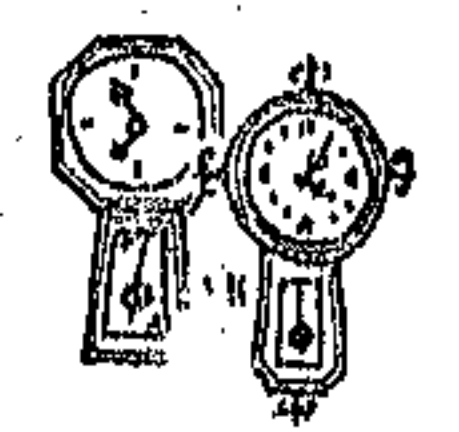
全般的に言えば、年少者の職場は狭くなり減る一方であるが、もつと仔細に見れば、事業の種類によつて、増減まちまちである。

第六表の (A) (B) がそれである。男女とも鉱業や土建のような危険を伴う業種は激減している反面、商業や接客娯楽のようなサービスの業種は増えている。第六表 (A) (B) をもつと理解しやすく整理すると、

第六表 (A) (B) をもつと理解しやすく整理すると、と、第六表 (C) となる。

近頃は働くことを「労働」といいます。まだ働く人の事を労働者といいますが、これは外国語の直訳ですが、私の店に勤めて居る人たちは大変きつています。「つかれるはたらき」というようなひびきがあるからです。

「労働基準法」はみんなが働きやすいようにしてせいでいい働くように考えた法律だと思えますが、あれができてから勤める人が六時の終業に五時半頃からソワソワして、商店ならばそろそろカーテンを下しにかかる。工場ならば用具をしまいかかる。そしてベルが鳴ると一目散にかけで行ってしまふ。それだけならばまだ良いが、やりかけの仕事はもうちよつとという所で明日廻し、間際に来た顧客はうつかりするとハタキがけのほこりを浴びせられる。これは世間一般のことで銭湯でも電車の中でも聞かれる話です。もちろん使用者の中にも法律を無視して十一時、十二時まで酷使している時代おくれの人達もありますが、これを懐かしにしているこれらの声は使う人、働く人双方に本當の理解がないからだと思います。



小さいことも細心に

村山善太郎

一 はたらくということ

昔の人はうまい事を云っています。はたらく、ということとは「はたらくにすることだ」と。はたとは店であり、工場であり、社会であり、国家です。店のために工場のために一心に働けば、店や工場はどんどん発展して給料も多くなり、くらしも楽になり、自分もらくになれる。自分が何もせずらくをして居ると、店も工場も経営が苦しくなり、給料の払いもおくれる。又は全然いただけなくなり段々苦しくなります。国家にしても同じです。国民が皆怠けていては税金も入らないし輸出も減る一方で、国民の生活は苦しくなる一方です。だから働くということははたらくにして自分もらくになる事だといっているのです。

二 はたらくに手段ではない

どんなよい時計でもカメラでも、使わずにしまつて置く機械が錆びたり狂つたりします。人間も働いていないと狂つてしまします。働くことを金を取る手段だと考えている人はこの原則を忘れた人です。かけ事に夢中になる人は自分がコソコソ働くのが面倒だから、

三 働くことは手段ではない

約四年の間労働省婦人少年局長として、婦人少年問題ととり組まれた藤田たき氏が退官されたので、在任中関係の深かつた平林たい子、江上フジ、西清子、丸根美千代、久米愛、山主敏子、田中寿美子、の諸氏及び現婦人少年局長谷野せつ子等が中心となつて、その功績を讃え、今後の活躍を期待しようという「藤田たき氏を慰労する集い」が九月十九日四時より東京駅に近いホテルにて開かれた。江上フジ氏の司会で、發起人代表平林たい子氏の挨拶、式場臨三郎、奥むめお氏の参会者を代表しての挨拶等があつた。参会者一六〇名の中には、関係省の局長、課長、そのほか議員、評論家、婦人問題研究家、婦人記者等、広く各界の人々の顔が見え、和やかなお茶の会は大時過ぎまで続いた。

藤田たき氏を慰労する集い

約四年の間労働省婦人少年局長として、婦人少年問題ととり組まれた藤田たき氏が退官されたので、在任中関係の深かつた平林たい子、江上フジ、西清子、丸根美千代、久米愛、山主敏子、田中寿美子、の諸氏及び現婦人少年局長谷野せつ子等が中心となつて、その功績を讃え、今後の活躍を期待しようという「藤田たき氏を慰労する集い」が九月十九日四時より東京駅に近いホテルにて開かれた。江上フジ氏の司会で、發起人代表平林たい子氏の挨拶、式場臨三郎、奥むめお氏の参会者を代表しての挨拶等があつた。参会者一六〇名の中には、関係省の局長、課長、そのほか議員、評論家、婦人問題研究家、婦人記者等、広く各界の人々の顔が見え、和やかなお茶の会は大時過ぎまで続いた。

四 学園と経験

日本中の大学が入学難で、ことに有名な学校は大変な競争率だということだ。理由はいろいろあると思いますが、日本はそんなに文化的な国家だとして結構な話です。ただ一方で学歴がモノを云いすぎ、学校を出ることとを何かみえのようにしていることは事実です。戦前に私共の店でも年少者を使えないために大学や高校を出た人を使つた事もありましたが、私の店の営業は毎日多数の御客様に接する卸売業ですから、学校を出て二十歳以上になつた人には荷物を造つたり、電話の応待、電報を出しに行く、そうした簡単な仕事をさせるのと、却つて永年叩き上げた小売員の方がよく覚えます。それは私の方の仕事は學

第6表(B) 業種別 15~18 歳労働者数(女子)の推移

	23 年末	24 年 9 月	25 年末	26 年末	27 年末	28 年末	29 年末
1 工業	811,081	815,009	289,114	816,088	298,158	297,911	284,087
2 鉱業	18,016	9,421	4,708	2,845	2,511	1,768	1,080
3 建設	6,971	5,626	4,582	8,080	2,408	2,566	2,658
4 交通	10,827	7,426	5,978	5,041	5,462	6,061	6,565
5 貨物取扱	1,662	1,464	1,178	980	847	760	778
6 農林	8,705	8,422	8,444	8,264	9,721	4,241	8,775
7 畜産	1,076	1,298	989	950	885	799	548
8 水産業	18,044	21,646	28,100	27,844	29,865	84,954	86,784
9 商業	19,992	18,489	12,282	9,157	8,186	5,906	5,871
10 金融	1,968	1,705	1,955	1,546	1,182	952	1,049
11 映画	11,856	2,798	4,182	476	6,689	9,172	7,875
12 通信	7,196	6,042	4,727	2,721	2,448	2,185	2,081
13 教育	9,481	8,699	9,488	9,149	9,089	9,882	10,826
14 保健	8,598	8,887	4,614	5,829	7,240	9,912	10,909
15 娯楽	181	219	72	128	47	46	45
16 接客	12,087	10,806	8,909	8,898	2,224	1,659	1,487
17 清掃	7,856	7,864	6,922	6,856	5,424	5,147	4,517
合 計	489,547	424,711	880,124	898,742	880,756	898,891	879,864

第六表 (C) 年少労働者の増減程度による事業の分類					
		男		女	
非常(二倍以上) 事業(上)	非常に減つた (半減以上)事業	鉱業、土建、交通、 貨物取扱、通信、教 育研究、官公署	鉱業、土建、貨物取 扱、金融広告、教育 研究、清掃、屠殺、 官公署	男	女
	かなり減つた 事業(半減以下)	工業、金融広告、保 健衛生、その他			
かなり増えた 事業(二倍以下)	大して変らな い事業	農林、畜産水産、映 画演劇、清掃、屠殺	農林、保健衛生	男	女
		商業、接客娯楽			
		商業、接客娯楽			

第7表 中学校卒業者の就職状況

	男			女		
	就職者数	内 農林水産	内 工業	就職者数	内 農林水産	内 工業
昭和24年6月	28.0	16.4	11.6	22.1	12.9	9.2
25年6月	37.5	20.8	14.2	34.8	20.6	18.7
26年6月	40.7	21.6	19.1	38.5	19.8	18.7
27年6月	41.0	19.8	21.2	38.8	19.9	19.9
28年6月	38.9	14.6	24.8	34.0	11.7	22.3

(文部統計連報による—単位万人)

理より経験の方が重要だからです。魚屋の子供が大学へ入って卒業後、自分の店を継ぐとします。一応魚の産地や保存法は研究の結果わかつて、早い話が、この魚は腐っているかないか、これは魚の色とおいで見別ける外ないでしょう。そうすると、去年来たばかりの子供さんの方が知っているでしょう。あの御得意は鯛を持って行つてもダメだが、平目なら大喜びだ。今日は陽気が暖いから仕入は控えて置こう。こんなつまらない事が分らないければ、いくら魚の解剖ができて魚屋には役に立ちません。『商売は道によつて賢し』といいます。商業でも工業でも多年の修練を要する仕事はあなたの方のような若いうちから始めなければ間に合いません。

五 つまらぬといふは小さなちえ

見習期間に店先を掃除したり、商品にハタキを掛けたり、手紙を出しに行つたり、こんな仕事をさせると僕は店先を掃きに来たのじやないと云つて飛び出してしまふ人があります。こういう人はまとまつた仕事をさせると大抵トンチンカンな仕事をします。掃除はすみずみまできれいにする練習です。

川柳に『居ろろう角の座敷を丸く掃き』というのがあります。諸君は『居ろろう』ではないはず。豊臣秀吉が織田信長に仕えて草履取りになつて働いて居たとき、自分のふところ草履を暖めていたのを信長に見出されて、出世のいとぐちになつたという話は、秀吉がその時分からつまらない仕事に細

心の注意を払つたことが、やがて関心になつた基礎を造つたのです。私も今まで多くの人を使つて見ましたが、便所掃除の完全にできる人は立派な人になつています。つまらぬと云つて仕事を嫌い好みする人はちえの小さな人です。

六 学ぼうといふこと

この頃は学校へ行つても先生の講義をノートへ写すことを学ぶことのように思う人がありますが、学ぶといふことは、まねること、つまりまねをするというのが本当の意味です。どんなまねをするか？ 勿論よいまねをすることです。昔は物を彫つたり、画を書いたり



大企業だけを目標にしないように

延原 誠 二

企業体の九〇％を占める中小企業はその業種も経営内容も多種多様であつて、一様に中小企業の年少者に対する希望を述べることが至難と云わねばなりません。従つてここに或る特定な立場から一般的な傾向について感じていることを述べてみます。

一 雇入れ側の現状

中小企業に於ける人員募集は大企業のそれと異り、計画補充でなく、欠員の補充が主であること。それも日々の作業で必要欠く事の

歌を習つたりするのも師匠のそばで見ている、あとで自分で覚えて見て名人になつたのです。今は短期で早わかりしたがりです。しかし本当によい仕事は注意深くよい手本を見て苦心して覚えるのが一番です。それには毎日の仕事を油断なくかみしめて研究しなければなりません。

働く君達にはこの心掛けが一番必要です。特にデフレの時に修業した人はみな立派な人になつています。諸君の前途は明るい。おたがいにしつかりやりましょう。

— 東京都中央区 大島屋本店(袋物靴卸) —

いいかえれば中小企業の多くは雇入れ後、年少労働者に対して職種教育を特別にする余裕が無く、一日も早くその企業に対してプラスとなるような労働を要求するものであります。

この雇入れ後の教育指導が、前述の緊急補充とその規模の小さいために、時間的にも、また施設や指導者の面でも充分な余裕のないことが中小企業の悩みであります。

二 働く年少者の立場

ここでは主として新制中学卒業期の年少者を対象として考えてみましょう。

新卒時は年齢的に自我意識の強まりと共に、独立心と理想の高まる時代であるだけに、就職に対して夢を抱き、大いなる希望に胸をふくらませて就職先の選択をします。この反面、実社会経験の浅い年少者は彼等なりに世間を判断し、この解釈に結びつける夢は当然大きくなり、自己の能力やその時の社会情勢を考えずに、就職目標を大企業の一流有名会社に置く結果、中小企業は第二、第三の志望対象となつてきます。このため大企業の雇入れ時の選択は厳重となり、落伍者は増加する一方です。そして大企業であるい落されてから中小企業に向ける年少者たちは、初志と違つた職場に、半ばあきらめか、一時しのぎの場として志願して来ることになります。

この結果、就職後の彼等の多くは、絶えず大企業に働く友や先輩の話や姿に羨望の目を向け、外観上の比較をしがちになります。一方は会社のユニホームに身をかため、技能者見習工として働くのに、自分は雑事のような手作業で服装まで雑多なのをみると、卒業前の夢は全く消え去り、次第に自己卑下と、仕事に対する興味の低下の結果、不熱心、又は

転業となつて現われ、遂には不健全な趣味に走る者が多くなる場合があります。

三 学校の問題

現在、都下の中学校においても職業指導の面がやかましくとりあげられ、いろいろと特色ある職業教育が実施されているようであります。しかしその実状は、ほとんどが旋盤を設備したり、モーターを置いたり、機械工作の初歩技術の実習を行つたりして、それを職業指導の重要課程としているものが多く目につきます。

このために応募して来る年少者の職種希望は、大部分が異口同音に旋盤工、機械工で、仕上、組立はごく一部であり、その工場本来の仕事である特殊な作業に到つては、希望する者が皆無の有様であります。彼等年少者にとつてはその企業本来の仕事調べ、その工場の一員として「将来の発展を」とか「独立の生活を」とかの考えは全く無く、旋盤を習得し機械工になれば、もつとよい職場に移れるという漠然とした野心(?)が読みとれるのには全く慨嘆させられます。

この一事をみて、いかに学校における職業教育が大企業を対象としているところが多いか、又子供達の夢がどこにあるか、ほぼ見当がつくのであります。

学校としても就職希望の子の全員就職斡旋に、それも社会的に定評のある会社工場へと校長以下懸命に努力するのは無理からぬこととは思いますが、ここに大きな問題が潜んで

いるのではないかと考えられます。

このことはちやうと高校や大学の進学の場合の浪人階級の氾濫と同様な傾向でありまして、昨年度のような大会社の求人減少に際して、子供達の不安、学校や家庭の混乱は社会問題としてとりあげる程の問題であります。

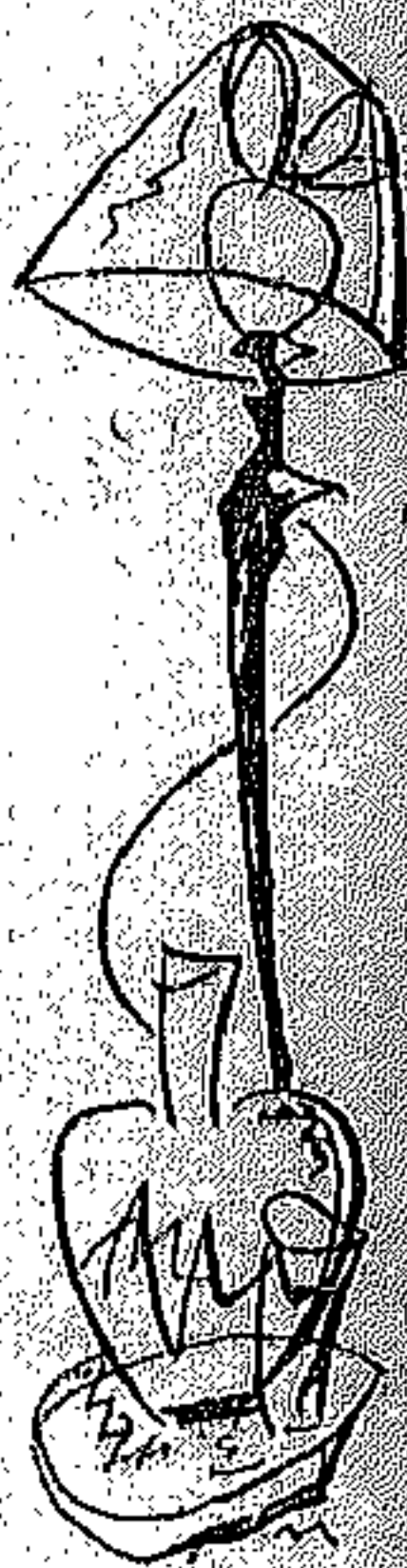
何としても中小企業の業種は多種多様であり、範囲も広く、雇入れ能力は臨大でありますから、学校も家庭も個々の真の能力と現実の職業情勢を見きわめ、勤労の尊さ、自己に適した仕事に従事する喜び、それを通して社会に貢献し得ることを充分に教えられたいと望みます。

「働く年少者に望む」という表題から大分脱線しましたが、紙数も残り少いので簡単に締めくくります。

働く年少者諸君、たとえ学校時代の理想と異つた職場に就こうとも、そこで働くことの意義と、自己の職務がその企業にとつて必要だからこそ就職した事を考えるならば、現状にそくして夢は次第に実現できることを確信して下さい。私達使用者も更に一層、教育・指導・設備等の改良に努力し、君達と共に発展する覚悟です。

— 東京・株式会社田島製作所工場長 —

事に対する興味の低下の結果、不熱心、又は



五つのねがい

宮下道代

「ママ」甘ったれた鈴子ちゃんの声。朝だ。太陽がさんさんとふり注ぐ。真青な空、真白い雲。なんて気持ちのよい朝だろう。体をくつとそらし、すがすがしい朝の空気を胸いっぱい吸いこんだ。

さあ又私の一日が始まる。私は住込の子守である。子守といつても、お掃除もお炊事もやる。だから私は、小さな女中みたいなものだ。ではどうして住込の子守に来たのだろうか。私は、もと群馬の中学へ通っていたが、家が貧しく三度三度の御飯を食べるのがやっとだった。給食費はもちろん、PTA会費も生徒会費も、いやたつた十円の学級費さえ払えなかった。学校から帰ると、ないのを知つていながら「お金、お金。」とお金の事ばかりいつていた。お父さんの頭には白毛が目立つてふえ、そしてとてもやせた。顔には、しわがいつぱいよつた。

家がそんな風だったころ、東京のおばさんから、家へ子守に来ないかという話が出た。はじめは、いやだった。が、やつと決心して、私の子守生活がはじまつたのである。

自分の家と違うから、いやな事もいつぱいある。フトンをかぶつて何度泣いたかしのれない。疲れた体に、むちうつて、勉強し、わからない問題が解けた時のうれしさ、友達とパンをかじりながらかわすおしゃべりや冗談、学校にくると、なぜかほつとした気持ちになる。だが一ついやなことがある。それはいつも遅刻することである。

私がおばさんに第一にお願いしたことは、学校へ遅刻しないでやつてほしいということだ。たいてい二時間位遅れてしまう。むずかしい数学や英語など一時間も授業を受けてないと、全々わからない。数学や英語だけではない。図画も今は、むずかしいのをやつてい

るからわからないし、社会や国語などさされた時は、ほんとに困つてしまう。第二に望むことは、学校の帰りが少し遅れても、あまり怒らないでほしいことだ。学校にいてもいろいろ用事はあつた。お当番などをしていれば、二十分や三十分はすぐ過ぎてしまふ。それに私は電車通学だから、遅く電車が行つてしまつた後などは、十分や十五分くらい待たなくてはならないし、時々電車が遅れる時もあるからだ。第三に望むことは、日曜日は休ませてもらいたい。今日は学校図書館が開かれる日だから本が見たいなあと思つても行けない。お友達の家へ遊びに行きたくても、自分の自由になる時間がないから行けない。午後からでもよ

い。自由な時間がほしい。第四は月曜日の朝、お小遣を貰いたいことだ。自分の自由になるお金が一銭もないと困る時が沢山ある。第五は、まちがったことをしてもあまりいつまでもしからないでほしい。私が粗相をしたりすると、その事をいつまでも、怒っているからとていやだ。私が悪いのだからしかられるのは当たり前だが、もし、しかられたら、その場だけですましてもらいたいと思う。

（東京都・住込み・十三歳）

おながいに理解を

大滝教之

明るい職場、気持ちよく働ける職場、というのの一つは使用者側の態度に関係がある。私達がいくらか理想的な職場を作る事に努力しても、使用者側が冷たい態度で臨んで来るならば、少なくとも労働者側はそれに抵抗するであろう。そこにはやはり理想とする職場は生れないのではないだろうか。

労働者の団結、団結と言ふ声が耳に入る。私達は、団結でも実力行使でも好き好んでやつてゐるのではない。言うまでもなく要求をかも取るためである。そして団結を一層固めさせるのも使用者側ではあるまいか、私の会社でも組合が一つ要求する。駄目。そして対立。なぜ一つの社内では、互いに顔をこらみ合ひせなければならぬのだらう。

だが、和合の要求が無理なのが、金銭の理解がたりないのが。私は、互いの話し合いで解決できる問題だと思う。少し甘い考えかもしれないが、互いの心の底を打ち明けて話し合えばかならず平和に解決できると信じている。

使用者が労働者を、労働者が使用者を思つて働く事ができたなら、能率は向上し、利益は増すであらう。そして結んだ労働条件のもとに安心して働くことができるのである。こうなれば最早組合等というものは永久になくなるの

ではないだろうか。

しかし現状はちがう。使用者は自分の達の利益をモットーとして労働者はどうでもよい、いわゆる利己的思考の方が私達にさえもわかる。このような態度では力を入れて働く気持はなくなる。結果は会社が不振になることは明らかである。人間である以上もつと暖か味のある態度を我々に示していただきたい。互いの利益の向上のために、互いの幸福のために。

（東京・植字見習工・十五歳）

職場を楽しく

吉田多恵子

すがすがしい朝、本当ならいい気持ちで起きて、気分よく工場へと出かける私である。のに今頃は母がいろいろと世話をやいてくれる事などがしゃくにさわつてならない。それは工場へ行くのがいやになつたからだ。でも働くのがいやだといつてゐるのではない。ただ主人が人をつかうのに陰ひなをするから……。

私の行つてゐる工場は、大きい織物工場から織るものをかりてきて、一反おつていくらかの金をもらつて生活をしてゐる貸した屋である。だから工場の人といつても、はたおれは私ともう

一人、それに主人と奥さんがいるだけだ。

家へ帰つていやだと言つと、「たかが二、三人で、どこがうまくいかないんだ」といわれ、「そんな事じやだめだぞ」とかえつて文句をいわれる。

工場では奥さんが口うるさく、藪では文句ばかりいつてゐるから、とても気がつかつてゐる。時間は朝七時から夕方六時半までであるが、私は学校へ行つてゐるから、六時に帰つて来るので、いつも時間の事で文句を言われる。工場の時計はおくられてばかりいるから、自分の時計を見て帰つてくる

のだが、奥さんはおくれゐるのを知らないから、工場へ来て私がいないと、もう一人の人に「あの子はもう帰つたのかい。まだ時間にならないのに」とか「まつたく今の子は学校、学校とさわいで、学校へ行つてなにになるんだい、なまいきになつてしようがない」などと言つてゐる。でも義務教育だから、行かなければならないのだ。だから、かげ口をいわないでじかに私にいつてもらいたい。そうすれば私にもいい分はいくらでもある。その方が気がらくでいい。

それに、そのもう一人の人というのが、主人との血縁関係が何があるため、あかの他人の私には織りにくい物を織らして、能率が上がらないと文句を言う。そういうわけで、奥に居にくいので、二、三日休んでしまつた。すると主人が来て家の人に、まつたく上手な事はかり言うので、なんだか私が家の者にうそをついてゐるようであらう。

働く年少者に通学の自由を

船橋衛

私は今年中学を卒業して、初めて職業につき、定時制高校の一年生になりました。

まもなく、勉学の意気にもえて、昼光灯のもとに集まる私たち定時制生徒は、ちよつとの時間でも有効につかりとするので、みんな真剣です。五時

半から九時までの授業を終え、次の日も無理な労働につきまです。僻里を遠くはなれて、他人の家に住み込み、その溶けきれない気がねと、拘束された時間、みんな一年生は初めての出来ない仕事と闘いながらも、苦勞から少しも浮かび上がるようにしているのです。

私も小さな飲料水工場の臨時雇いとして入ったところ、あの工場内での使用者からの一方的命令に動き、おとなと年少者との差ははたしい差別待遇に不服を感じながらも、汗だくになつて働いたことを考え、なんとか私たちが明るく働けるように、使用者の方に特別にお願いしたいことがあります。

現在の社会の情勢から見ても、会社、使用者側、特に中小企業では、会社経営の困難なことが多く、思いますが、私の経験から定時制生徒が、不幸な境遇の中からも、本心に若い時代にこそ真剣になつて、より高い人間性をみがき、教養と学問を積もうと努力していることを理解してもらいたいと願っています。私のように片親だけの者や、中には両親ともないものが、せめて定時制だけでも、がんばつて通っているのですが、時には、私たちのようなものが学問や教養や、より高い人間性を求めることがまちがっているのだからかと、半ば絶望的になることもさへあります。

人並みに時間に恵まれないことも知っています。でも少しでも有効に時間を使おうとすることは許していただきたいと思ひます。住み込みであるため、とても働くことと勉学は両立しないときあらめて退学していつた友だちや先輩が何人いることでしょうか。入学当時に比べて人数が半分になつて卒業する定時制生徒数を考えると、級友のすべての者が、その減つた半数の中にやがてはいいつてしまふだろうと、自分の境遇におのきなながら毎日を送ることは悲しいことです。

「学校へ行くことが何よりの楽しみだ。」ということでも終つてしまつたら、これは働く尊厳を自覚しないことになりまふ。こんな一方的な考えだけでは働かざることを私たちの希望ではありません。私たちは若いから、しくじることありまふが、どうか私たちが気持ちよく毎日仕事することができるよう、気持ちよく働けたら、手をとつて導いて下さるならば、私たちも職場につとめることが、学校へ行くのとかわらぬほどに楽しく、能率を上げることになると思ひます。「世の中の進歩は働きつづつ学ぶものの手で」というモットーを持たせてくださるようにおねがいします。

(三島市・薬局住込み)

業に働く年少者をたずねて



長欠児をたずねて

愛媛県人少年室長

松野ノブ

九月十二日、今治市美須賀中学校の松本先生から電話があつて「工場に働いていた女子の長欠児が突然二十一人も揃つて出席しました」と報告を受けた時、私は自分の耳を疑つた。というのは、今治市で年少者の不当雇用防止対策懇談会を開いたのは、九月六日でその直後このような

効果が現れたという驚きと喜びに満ちたからである。

懇談会の席上、管内の中学校長から長欠児の実態が報告せられ、九月現在、美須賀中学校の一三五名を筆頭に八校で合計二二九名の長欠児があり、そのうち少数の病欠と自家労働に従事している者を除き、漁業や工場に雇用されて働いている者が一一〇名に昇つてることが明らかになった。

かにせられ、関係者を驚かせた。一番長欠児の多い美須賀中学校に例をとつてみよう。

美須賀中学校は今治市でも最も古い学校で、経済的に豊かな商店街と美しい美保町漁業地区の子供が交つてゐる。学校側の語るところによると「数年前までは二百数十名の長欠児があつたのだ。が、これで年々少くなつてゐるのだ」という言葉の裏は、この驚くべき多数の長欠も、学校としてはあの手この手でここまで減らしてきたのであつて、この数は致し方ないものとしてゐるのである。

ある。普通の漁村であれば、半農半漁で、少ないながらも土地を耕し野菜位は作つてゐるであらうし、平場がなければ山へ薪を採りに行くことができるのだが、このように市街の中央に近い海岸で、面積七、七〇坪に五八七世帯、約三、〇〇〇もの人が住つてゐるので、そのような生活の補助手段が得られない。そこで、男の子は海へ手伝いに行き、女の子は工場へ出て稼ぎの足しにするということになる。美保町地区は所謂漁民長屋で、一間中に満ちない道路面を除けば、一世帯当たり平均十坪を出ないであらう。そこに数軒の八百屋、駄菓子屋、天ぷら屋を除き、全部細細一本釣・雑種・タコ網

中小企

の漁家が軒を並べてゐる。

余り長欠児が多いので、昭和二十五年以来臨時に公民館を中学校の分校に利用し、二三年生のみ週二回通わせる事にしてゐる。現在在籍者八三名、そのうち病者一名を除いて全部働いてゐる。そのうち四二名の女子は市内の中小企業のタオル工場、縫製工場に勤めてゐる。

今治市は全国一のタオル機業地で、タオル産額は全国産額の半ばを占め、その他綿織物縫製品の製造も盛んであるが、こうした軽工業は婦人や年少者の豊富な努力に支えられてゐる。

工場主には一般に労基法や児童福祉法に対する理解が乏しくて、頼んで来れば義務教育期間中の最低年齢下の子供でもほとんど雇はれてゐる。家が貧しく生活が苦しくて、無知で教育に無関心な親達にとつて、近くにある工場は、たとえ賃金が低かろうと、勤務が激しかろうと、それは何よりの餌であらう。

中学校二年生で日給七〇円一〇〇円、三年生で一〇〇円一四〇円。朝七時から夜七時まで、その間四〇分の休憩以外は立ちずくめで、忙しい時は残業をして夜十時まで働きつづけることもあるという。もとより衛生的考慮などの払われた仕事場ではない。とにかく満十五才にもならぬ子供が設備の悪い工場で終日機械の騒音に包まれ埃にまみれて長時間余りも働かされてゐるのである。

これまで熱心に長欠児の問題と取組んでこられた松本先生と一緒に、こうした長欠児の家を訪問してみた。

以前「子供の声」を聞いた時「便所の見えない所に住みたい」というのがあつた。というお話を聞きながら、市三尺位の狭い通路を行けば、成程板一枚で囲つた便所が右を向いても左を向いても目の先にある。家の中をのぞくと、日当りの全くない乱雑な部屋に父と子がぐつすり寝込んでゐる。昨夜の漁に疲れたのであらう。母は魚の行商に出たのか留守で、顔色の悪い五つ位の男の子が一人、ソソリ坐つてゐる。

Kと云う長欠児の家を訪れた。父は戦死、母は実家へ帰り。祖母と二人の淋しい暮し、公務扶助も母の下つて子には役立たず、仕方なく去年の十一月、うどん屋に手伝にゆかせたら、左手の指三本を機械でとられ、「あの時は三日間二人で抱き合つて泣き明した。」と祖母は人目を見せつけながら語つた。祖母は魚の行商をしていたが貸倒れになつて、おもわしくないもので、今は毎日煮豆を作つてそれを売り歩いて、僅に生活を立ててゐる。「片輪になつた娘のことを思うと、どうしたらいいかわかりません」といふ。それでいて、折角の身体障害者手帳も大事にタンスの中にしつたまふで読んでもいないし、つい近所に住つてゐる民生委員のことも知らず、たゞ毎日

くよくよしてゐるばかりである。

長欠児が沢山本校へ出席し始めたという松本先生からの報告を得て、早速学校を訪れ子供達の声を聞いてみた。

A「学校より会社の方が明るくて面白い。」
B「会社ではどんな歌をうたつても叱られないが、学校の先生はすぐおこる。」
C「学校へ来てだらだらしてゐると体が弱る。一日中工場に働いてゐる方が体のためにいい。」
D「一年でも早く働いていたら、それだけ早く一人前になれる。」
E「つづつと続けて学校へ来たい。」
F「みんなとバレーをしたい。」
G「勉強がおくれているから恥しい。」
H「恥しいけれども来てよかった。」
I「元の組へは入つてみんなと一緒に勉強したい。」という真面目な子もいる。健康のことを聞いてみたら「午後になると足が棒のようになる。」と云う子が

ほとんどで、さらに「家へ帰つて坐つたらしんどい。」「お風呂へゆくと朝しんどい。」と云つてゐる。「みんなが出席したら無料で健康診断してもらおう」と先生が言われたら、みんなとても喜んでゐた。

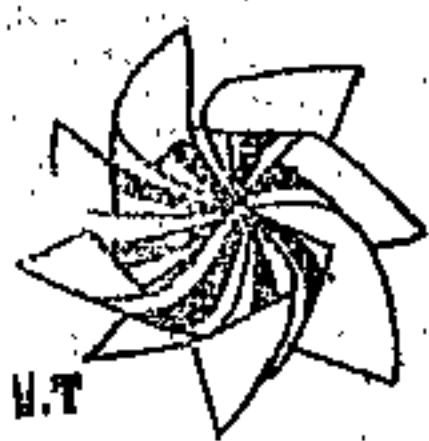
最低年齢以下の児童の集団長欠と就労については、漁業は別として、工場に勤務する児童については、度々の会合によつて、労基監督署、福祉事務所、教育委員会、美保町出身市会議員、婦人会員などが解決の道を考えつゝあるが、経済的な裏付けと労基法の適用をうまく組み合わせることも、家庭環境の改善、両親の啓蒙、美保町地域での長欠児不当雇用慣習を是認する社会通念の改革等、困難な問題が沢山横たわつてゐる。

差し当つては、折角登校して来た子供らを如何にしてつなぎとめるか、問題で、当分は、特殊学校を作つて欠席を喰ひ止めることであらう。

養蚕地の青少年労働

群馬県人少年室長

馬島三千代



全国一の養蚕県を誇る群馬は、凡ゆる産業構造が養蚕業に結びつてゐるので、婦人少年の労働問題もまたそれと切離しては考えられまふ。農村地帯をみても、年少者が養蚕の仕事の上で果してゐる役割は素直にほめて、大人の補助というより以上の激しいものだ、といふことがわかります。

ある農村の一小学教師は、この五年間、小學生の学力や知能を調べた結果、金匱水準より遙かに劣っていることを実験し、その原因を調査する労働強化であると結論して、世論に訴えております。

これは最近婦人少年室が農村婦人地位向上運動の際に拾った一つの問題でありましたが、年少者の適性適職又は才能情操教育の点では、一応一般の関心を持たねばならないことではないか、と考えさせられます。

このような農村地帯から吸収された年少労働者は職を製糸・紡織に求めて働いていますが、本県の特産品になるこれらの事業場も、労働基準法・労働組合法には関心が薄れがちで、賃利一本におもむく状態は、ひんびんと労働基準法違反となつて挙げられることから、判断ができません。

そのような事業場に働く年少者数は一七四、八三一名のうち一三・一％で、他は機械器具工業に就業しており、その割合は僅か八・七％にすぎません。二十九年度労務法違反の内容をみると、桐生地区の労働時間及び休日深夜業の件数が多いためです。労働組合状況も殆どが未組織のまま、労働教育の機会もない年少者は、一月三千円近くの収入に一時の間でも余計に働いて賃金を得ることに夢中なの

で、関心をもちたい人々ばかりではありません。労働基準法違反の件数は、労働組合の組織が未だに少ないことがよく分かります。労働基準法の制定から既に二十二年が経過しているにもかかわらず、労働基準法の精神が十分に浸透してはいないのです。

村地帯からの出身者や、歴代年代からの被使用者としてつづく且那式労働で締めがちな様子に呆然とする時もあります。地区労政は二〇〇工場の広沢地区をモデルにして、労働教育の効果を挙げつつありますが、遅々ながらも年少者はレクリエーションに希望を持ち、他の地区への働きかけの礎になつております。しかし一方定着性に乏しく、引抜きと称する他の工場への移動があり、百円でも多く賃金を求める結果なのです。ですから、組合組織の上になつて自己の立場を高め、意識の向上に、保護の趣旨を徹底することになりましょう。

先日家庭内職の実態を調べるため協働員の案内で市内を廻つた際、年少者の内職の多いのに驚きました。小学校六年の一人の女の子は、下校すると直ちに家庭で「裏切り」の内職に精を出しています。「裏切り」は輸出織物の仕上げの一部で、一ヤール十二円十三円、手の込んだものは二十五円という単価で、その柔かい手先はもつとも作業に向き、キズを付け

ないようにも一心に切つていきます。労働基準施設があればと切に望んでいす。少女は月千円の収入とのことです。一か月に、平常でも十ヤード約五〇〇万円の工賃を仕込む、と業者は云い、産後の多い時の少女達は学業をどうするか、研究しなければなりません。

この内職の様子は農村にも浸透して、婦人の「賃ばた」は有名で、年少者は「さお通し」の仕事をして大人が一反二百円も加算されているわけです。この地区の中学長児童四二四名の多数は、ある地域に多く、その地域の環境、生活の質が先決問題で、人身売買の件数の多いことから不安が絶えない状況であります。

その明るさと暗さについて

山形婦人少年室長

石井はた



「おかしな感じがする。何となく、何となく平凡な素朴な幸福感である事か、ここには何の張るような恩恵的な狭い道徳もなく、そして平常な姿でこの少年達はそれを感じてゐる。」

この工場の就業規則では、期末試験には休暇をとらせており、七時間半の実労働であるけれども、本工場に働く人達とはつきりとして照らし合わせて、賃金も八時間に対する七時間半の待遇で、正確に合理的に、工場経営全体をすつきりと判別している。卒業後についても何の個人的負担もない。従つて本工場に働く人達、特に同年輩の年少者との間にも、いさゝかの溝も必要もなく、この労働組合は和工舎の人々に温い心遣いを示して、その友情は美しいと経営者も語つていた。

徒らに恩恵的な感情に溺れるような不健康なものではなく、合理的企業の運営が働く人達を十分に活かしているのではありませんか。作業場でも男女の差なく席を並べて、同じ作業に専念する姿は気持ちよく感じられた。技術部には大学卒の若い女性が机を並べて真剣であつた。製品がそれがミミクロンの精密さが要求されるように、この和工舎の働く年少者達への経営は、正確に計算された愛情で運営されているように思う。その事が安定感を与えて健康な喜びを保たせているのではありませんか。お会いした経営者も、労働の方、和工舎の責任者も、明るい

「他の友達が遅刻・欠席が多くて気の毒だ。」「学資に五七〇円、あとはみんな家に出す。腹がすいても家に帰るまで我慢できるし、むだづかいなどしない……。」

「健康は大丈夫、自信がある。」楽しそうに笑う少年達。

「健康は大丈夫、自信がある。」楽しそうに笑う少年達。

「おかしな感じがする。何となく、何となく平凡な素朴な幸福感である事か、ここには何の張るような恩恵的な狭い道徳もなく、そして平常な姿でこの少年達はそれを感じてゐる。」

この工場の就業規則では、期末試験には休暇をとらせており、七時間半の実労働であるけれども、本工場に働く人達とはつきりとして照らし合わせて、賃金も八時間に対する七時間半の待遇で、正確に合理的に、工場経営全体をすつきりと判別している。卒業後についても何の個人的負担もない。従つて本工場に働く人達、特に同年輩の年少者との間にも、いさゝかの溝も必要もなく、この労働組合は和工舎の人々に温い心遣いを示して、その友情は美しいと経営者も語つていた。

徒らに恩恵的な感情に溺れるような不健康なものではなく、合理的企業の運営が働く人達を十分に活かしているのではありませんか。作業場でも男女の差なく席を並べて、同じ作業に専念する姿は気持ちよく感じられた。技術部には大学卒の若い女性が机を並べて真剣であつた。製品がそれがミミクロンの精密さが要求されるように、この和工舎の働く年少者達への経営は、正確に計算された愛情で運営されているように思う。その事が安定感を与えて健康な喜びを保たせているのではありませんか。お会いした経営者も、労働の方、和工舎の責任者も、明るい

「健康は大丈夫、自信がある。」楽しそうに笑う少年達。



子供の労働と福祉について

婦人少年局長 谷 野 せ っ

健康で働くことのできるのは、本
当に仕合わせなことである。私達は感謝
しなくてはならない。けれどもそれは大人の世界のことである。
子供は健康であつても、家を外に働かせることは決して仕合わせと
はいえない。なぜなら子供は心身ともに発達過程にあり、あまり早い
頃から労働に従事するということは、子供の成長に影響を与えることにな
るからである。とりわけその労働が金銭に換算されるような場合は、
その不幸は更に大きい。それは商品としての労働が子供に負担を加え、
子供の自然な成長が妨められてしまうからである。

ところでこの頃、特にひどいと思われるのはファッションモデル等い
ろいろの方面で子供のアルバイトが盛んに行われ始めたことである。
衣類の流行が変遷し、それが商業市場の売物として、はげしい競争が
行われている昨今、男についても女についても、ファッションモデルは
なかなか需要の多い職業群の一つになっている。そうしてその流行は、
男や女の世界ばかりでなく、子供の服装にまで及ぼされている。最近の
婦人雑誌等は、子供服をはじめ絹物や襟々のアクセサリなど、全く大
人の世界にも負けない程の宣伝が大人目当てに行われ、子供のモデルの
需要もとみに加わつたというわけである。

ここでファッションモデルといつても、それは大人ではなく、四、五
歳から十四、五歳に至る子供である。あるモデル養成所では、こうした
子供達にモデルの技術訓練を与えて本物のモデルに仕立てようというこ
とであつた。四、五歳といえば、まだお母さんのフットコロなつかしい子
供である。この子供達にポーズを作らせ、その演出に対して給料を支払
うというのである。

労働基準法では子供が給料をとつて働ける労働の最低年齢を十五歳と
定めている。これには勿論子供でなければならぬ職業には例外が認め
られてゐる。けれどもこの場合であつても、その労働が子供の心身や福
祉に悪い影響を与えることなく、しかも一日の学業時間が完全に充たさ
れることを条件として認められてゐるのである。

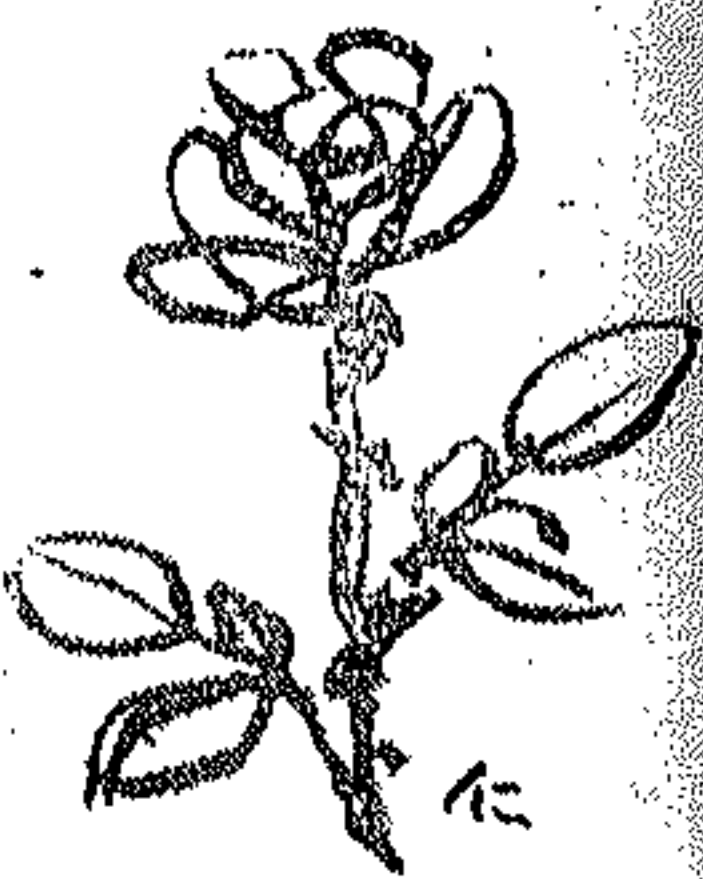
子供のファッションモデルが基準法にいうところの労働者であるかど
うかについては、なかなか論議のあるところであらう。しかしそのこと
はしばらくおくとして、そのように子供が収入を得て働く場合、ともか
くも問題なのは、そのことによつて学業の生活に影響がないかどうかで
ある。

労働基準法が最低年齢の規定を設け、十五歳未満の児童の労働に対し
て厳重な制限を附しているのは、一つには児童の労働が心身の発達に悪
影響を与えるという理由にあるのであらうが、又その根底には児童に対
して学業を続ける自由を与え、将来の市民としての正常な発育を期待し
てゐることにある。健康で仕合わせといわれる児童の、人間としての成
長に基本的な条件は、一つには児童に勉学の機会を与え、更に又健全な
遊びの機会を与えることから始められるものであらう。

ファッションモデルとして子供を仕立てようとする家庭については、
多くの場合金銭のためにのみとは言い得ないものがあるようである。け
れどもその場合であつても、学業の生活をみだす自由は何としても子供
に保証せねばならないものであらう。子供は大人の生活のためのプロク
ではない。子供の生活が人間として尊ばれるものであるならば、大人の
私達は、もつと働きたいだけな子供の生活の福祉について、社会的にも
一そうひろく反省しなければならぬと思ふ。

最近の女子の就職指導の 情況について

新井 巖



我が国唯一の女子専門職業安定所とし
て昨年十一月発足してから、約十か月の
間は世評のまとなつて華やかであつた。
先ず一度も訪れたことのない読者のため
に、私の職場風景を8時間を書いて想像に
おまかせしよう。

8 時

開門を待つ女子求職者の列
がならぶ。再来者は無人受
付箱に求職受付票をさしこんで、適
当な場所に三々五々たむろしてい
る。8時30分、受付台に華やかな行
進が始まる。一日約六〇〇名の女
人群像が、脂粉の漂う控室を充滿さ
せる。どうしてこんなに女性が多い
のかと、外来者も度胆をぬかれるそ
うである。概ね二十五歳未満の若い
人達だが、子連れれた中年の下駄ば
き姿が、ひそやかに腰掛けてゐるの
がいたいたしく眼につく。就職率は
二五%。

10 時

数人の新聞記者が面会を求
めている。何事ならんと思
つてみると意外にも、記者クラブで
受付係を一名ほしいので、至急選考
したいとの申出。さつそく一〇名を
選んで面接させる。各社の記者が共
同選考。最後に選ばれたのは、容姿
楚々として見るからに汚れを知らぬ
本年の高校卒業生。私の見る眼とビ
タリ一致する。記者の皆さんも可憐
な人柄に感じ入つて、みんな大事
にしようと思合せてゐるのを見て
嬉しいと思ふ。

12 時

昼休みの一時間を待つてい
る女性の姿は、静謐なつつ
ましさである。塵一つとめない。
拡声機からラジオの名曲が流れる。
食事をとらぬ人が多い。読書してい
る本をのぞくと「カミユの異邦人」
である。ちよいと高級である。暑い
と飲料水がほしいとの投書もあつた
ので地下室にその設備をしてゐる。
立派にしている女の人の顔をたたいて

11 時

M電気の重役から電話が
かかる。良い女中を世話して
くれて有難いとの礼言である。女中
松底の折柄、重役さんも真剣のよう
である。先日海上火災の重役夫人
から水室の跡美らしい長文の女中求
人の手紙がとどいた。私のところでは
絶対に女中を優遇しますとの誠意
溢れる文章でさつそく紹介。会社の
幹部に女中を紹介すると、反対給付
として事務員の求人があっただけそ
うなのが我々の商売のコツである。

1 時

高校へ職業指導講話に出
く。冒頭に「私も毎日六〇
〇名の女子をあずかる女子職業学校
の校長さんみたいなものです」と述
べれば、若々しい笑面がどつと起
る。「一流会社では一〇人に一人の
競争率です」と説くと「あらあー」と
溜息がわく。

2 時

某省で二人の臨時事務員を
選考するので七人をむけ
る。何れも珠算一級と二級の学卒者
である。私も課長にお会いして、中
央官庁が卒先して我々を利用して下
さることは有難いと礼を述べる。

3 時

バート・タイムの面接係で
若い人の話を聞く。臨時だ
からと言ふので思ふ存分使つてやる
うという某会社の係長の態度が氣に
くわない。もう少し理解があつてほ
しいとの苦情を承る。

4 時

そろそろ一日の終りに近づ
きてゐる。しかし職員一人の面接人
員が四五人である。これが毎日続く
のだから、その御苦勞はまた察する
に余りがある。電話が一日四〇〇件
かかつてくる。東京電話局管内でも
有数の多忙さだと言われている。求
入申込の電話が、あとからあとと
て手を休めるわけにゆかぬ。

9 時

職業指導課の外で幼児がは
ねている。あふないので母

5 時

相模の手紙を附切つてゐる。無署名で「この新聞」

業務の取扱統計を八か月間であると第一表のとおりである。

で職業の道を切開くチャンスが得られ、望める。その意味で職業指導施設の利用を切

「第五回婦人の職業意識をたかめる運動」要綱

この外に、新規中卒求人六、三一〇、高校卒求人四、八四六、大学卒求人一〇六を取扱う。またパート・タイムの登録者一、一六八、失業保険受給者五二三を擁している。

- 一、目的
1、婦人の職業や労働についての理解をふかめる
2、婦人の能力をいかす就職をすすめる
3、婦人の職業技術の向上をうながす
- 二、重点
職業にこうとうする婦人、殊に学生、生徒に対して、職業人としての能力をたかめるとともに、家庭、職場に對し婦人の職業と労働についての理解をふかめる。
- 三、対象
学生、生徒、一般婦人、教師、父兄、使用者、男女労働者
- 四、期間
昭和三十年十一月、十二月(三か月間)
- 五、協力機関
1、教育委員会 2、学校・PTA
3、事業場 4、婦人団体
5、労働組合 6、関係官公署
7、ラジオ・報道機関
8、職業問題関係機関
- 六、方法
1、本會が行ふこと
2、資料の作成

第1表

区分	8か月総計	月平均	1日平均
来所職求者	151,668	18,859	762
新規求職者	48,841	6,105	246
再求職者	78,710	9,889	891
求職者紹介	20,574	2,572	108
就職者	44,208	5,589	222
就職者紹介	14,084	1,754	71

社や雑誌などが来て、私たちの待合状況をカメラにうつしているが、失業者の気持ちを酌まないで特ダネにするのは、人権を無視するもので「す」との抗議である。私も前々から感じていることだから注意したい。こうして一日は暮れてゆく。

当所の特徴は、事務員系統の求人求職が他に比較して多いことである。求職者の学歴も総数の五六・五が旧高女、新制高女であり、それに見合う求人も一流会社百貨店より放出されている。然しその就職率は一五・二である。ところが、経理事務の就職率は四六・九、邦文タイプは二六・八と比較的高い。この意味で、技能を身につけることが就職に有利であると言える。一流会社では、人物と家庭環境と年齢に重きをおくので、生活に困窮する中年婦人の就職先はどうしても中小企業の無技能職種になりがちである。しかしその職場とても狭い。私は、婦人上技能を修得せよと呼びたい。

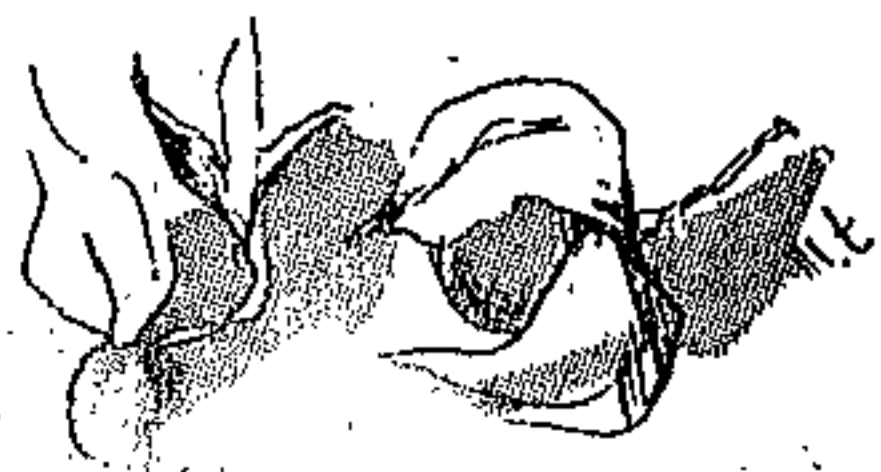
- 七、資料
1、リーフレット
「有能な職業人になりましょう」(学生、生徒、一般婦人向けに新しく作成したもの)
「婦人の職業案内」(配布物のもの)
- 八、その他
○有能な職業人の公開座談会
○新しい婦人職業の研究
○婦人のための職業の指導研究会
○仕事を楽しくせよ
○有能な職業人を娘にもつ母親のついで

第2表

職別	求人	求職
母	2	22
婦	87	78
事務	288	211
務	72	1,501
仕	70	238
ト	57	200
ビス	106	136
ト	45	180
手	886	1,881
員	86	84
中	888	227
工	41	66
工	24	85
役	94	885
他	822	860

ても中小企業の無技能職種になりがちである。しかしその職場とても狭い。私は、婦人上技能を修得せよと呼びたい。

- 八、その他
○有能な職業人の公開座談会
○新しい婦人職業の研究
○婦人のための職業の指導研究会
○仕事を楽しくせよ
○有能な職業人を娘にもつ母親のついで



ニューヨーク婦人裁判所のプロベーション制度について

田中寿美子

前回に述べたように、ニューヨークの婦人裁判所は、売春婦を専門に扱う裁判所として特設されたものである。この法廷につれ出される女たちは、顧客を勧誘して売春の契約をしたためか顧客とともに現行犯をおさえられてか、あるいは、前述したような、悪徳対策部隊員によつてつかまえられるかした女たちである。平服を着て顧客に化けて女をつかまえる方法と、売春婦を罰して相手方を罰しないやり方には大差が非難すべき点があるが、それらの欠点を補つて、良心的なよい仕事を果しているのは、この裁判所で売春婦たちに適用しているプロベーションの制度である。

この場合のプロベーションとは何を意味するのには、日本には丁度該当することはないのではないかとと思う。プロベーションといえは、保護監察という言葉をあてることができるが、日本で保護監察という場合、大体、刑を終えて出てきたものに對してあたる監督のことであるが、ニューヨークというプロベーションは、裁判所で有罪と定められたものに、刑罰を課すかわりに、一定期間三年以下監督の下において指導するのである。それは日本の少年犯罪に對して行ふ少年保護のような制度を成人に對して行ふもので、日本でも最近、成人の犯罪に對して刑の執行を猶予して、保護監督の下におくことはだんだんひろまつてきているようであるが、ニューヨークの場合は、全然刑の判決をせず、プロベーションにかけるのである。だからこれを処罰とはいわず、処分と云っている。そこで、プロベーションの実際の意義は、女たちの更生を指導することにあるので、大いにケース・ワーク的な色彩をおびてくる。それは、司法の權威の下にある社会事業的ケース・ワークである。以下では便宜上、プロベーションという言葉をそのまま用い、売春婦のプロベーションを行う係官を、プロベーション係官とよびたいと思う。

さて、ニューヨークの婦人裁判所で、売春婦のとりあつかいに用いるプロベーションの制度がどんな経過をたどってきたのか、そして現在どんなことをしているのかをみよう。それは決してたんなる大道を歩んできたのではな

四世紀にかけて行われた、僧侶の免罪権からきている。すなわち、罪をおかしたものが教会にかけこんで、当局の追及からのがれることができた習慣から、裁判所や国家が刑の執行を猶予するという考えが発展した。それからさらに、判決の猶予という考えが発展したのである。

婦人と年少者

アメリカではマサチューセッツ州で、プロベーション制度が一番はじめに採用されたといわれている。記録によれば、マサチューセッツで最初のプロベーション係官になったジョン・オカスタスという人は、最初、アルコール中毒者や酔払いや借金をふみ倒した者を投獄するよりは、放免して自分の監督の下におくべきだと主張した。彼の論法によれば、そのような者を獄につないで食わせておくよりも監禁の下においた方が経済的だ、というのだが、この議論は今日もなお一部の人の用いる論法である。今日では、大抵の少年犯罪にはプロベーションが用いられているし、成人の犯罪にも相当大巾に用いられている。

プロベーションははじまつてからすでに百年たつてゐるが、未だにそれは新しい制度として、開拓時代にある。ニューヨーク州のような進んだ州でもまだ九部ではプロベーション制度を採用していない。はじめはプロベーション係官に退職警官がなつたので、プロベーションはきびしい権威による監督であつた。プロベーションが、ケース・ワークの色彩をおびてきたのは、最近のことである。だから今日でも、プロベーション制度がいかにあるべきかについて

しばしば議論がなされる。「プロベーションにケース・ワークは必要か？」という議論が、最近も、司法部内から出されてゐた。犯罪や刑罰に関しては、厳罰主義と保護指導主義とが、アメリカでもたたかつてゐるのである。

それは実際にプロベーションの内容はどんなことをふくんでいるのだろうか？

まず第一に、調査の仕事がある。この部分は、日本にある家庭裁判所の調査官や少年調査官の仕事と同じようなものである。婦人裁判所の場合では、売春の容疑者が逮捕されておくられてくると、その女の身元や人物について迅速に調査する。それは、その女の裁判にあたる判事の参考資料になるのであるから、その調査は詳細で正確でなければならぬ。プロベーション係官の調査記録をみると、その生い立ちから家庭環境、現在の生活状態、人物の分析まで、ずい分詳細にいいに記録してある。婦人裁判所の場合の裁判は、とくべつのひつかかりのない限り、つかまつてから五日間位の間に判決が云いわたされてしまうので、調査も特別迅速にされねばならない。売春婦には黒人が多かつた関係で、私のみた調査記録には、南部の郷里の身元照会が多数報告されており、アメリカの電話サービスの早いためでもあろうけれど、調査が短時間でされてゐるのにおどろいた。身元調査にはしばしば、他の民間の社会事業団体などの協力も得てゐる。理想的な調査書には、最後に、その調査を行つたプロベーション係官の参考意見とたとへば、被告は更生の

見込みがあるからプロベーションにかけな方がよいと思われ、といったような一が附されるものとされている。実際、永年プロベーション係官をしてきた専門家である人々の観察は鋭く、信頼できるものと思われるが、判事によつては、全幅的にプロベーション係官を信頼して、その調査書を熟読し、その参考意見を重要視するものと、ほとんど、プロベーション係官を無視するものとがあつて、プロベーション係官にもなやみはあるようだった。

つぎにプロベーションの本来の仕事として、監督の仕事がある。この部分は、日本の司法保護司のしている仕事と似てゐる。これは判決によつてプロベーションにかけると決定したものを、プロベーション係官の監督の下におくのであつて、婦人裁判所の場合、プロベーションにかつた女が指定された居所にゐること、きめられた時に行状報告を規則正しくすること――夜の外出を禁止する、就職をあつせんしてやつてその職に勤勉に働くこと、などを実行するように指導監督するのである。係官の方から、女たちの自宅を訪問することもあるが、これは定員の不足からそうたびたび実行できないので、しばしば民間の社会事業団体に依頼して協力を得たりしてゐる。無償のものには、民間の社会事業団体の宿舎や公舎の宿舎にゐる世帯もしてゐる。

婦人と年少者

ここに天いに社会事業的ケース・ワークの要素が入つてくるのであるが、それは、民間社会事業のケース・ワークとちがつて、やはりなんといつても、司法という国家の権力機関のわく内でのケース・ワークであるから、自然権威を伴うのである。判事のきめたいいろいろの条件、すなわち、プロベーション期間中にすべきことと、してはならぬことの義務を履行させるのがプロベーションの仕事である。だから、この権威による強制の伴つたケース・ワークは批判的な目でみればいろいろ欠点はあるだろう。しかし少くとも、初犯者や、更生したい意志のあるものにはプロベーション係官はよい指導者である。私が或る日、婦人裁判所の一プロベーション係官の室で調査記録をみていたら、数年前にプロベーションにかかつて更生した婦人から電話がかかつてきた。何か問題が起つたので相談にきたいというのだつた。その係官は、

「まあMさん、ずい分久しぶりでですね。ええ、いいですとも、いますぐいらつしやいね。」となつかしうに答えていた。彼女は、娘たちが、困つたり、また誘惑に陥りうになつたときに思い出して頼つてきてくれることは有がたいことだ、プロベーションは、再転落をふせぐ役をする、とうれしうに私に云つた。私は、少年犯罪に対するのと同じように、売春婦に対してはケース・ワーク的なプロベーションが絶対に必要だと思つた。

ニューヨークでは、プロベーションの制度

は、五十年ばかり前の、一九〇二年に、プロベーション法によつて設置され、無報酬係官がおかれた。一九〇三年に少年犯罪にこれが適用され、一九〇四年には婦人のプロベーション係官がはじめて有給になり、一九〇七年にはじめて、本格的な公務員となつたのである。当時はまだプロベーション係官に警官が相当多数入つてゐたが、一九一二年には、警官はみなプロベーションから引きあげられた。そして今では、警官はプロベーション係官になることはできない、という法律ができてゐる。

ニューヨーク地裁におけるプロベーション部の面している問題は、プロベーションの人員の不足と異動のはげしいことである。一体に俸給が低い上に、仕事としては、ふつうの裁判所関係の仕事よりずっと困難を伴うので、よほどこの仕事に打ちこんだものでなければ長つづきしない。現在、プロベーション部長は、ドリス・クラーク女史という人で、ニューヨーク州の現在の矯生局長官、アナ・クロス女史の片腕として、婦人裁判所の設置に尽力し、売春対策のためにたえない努力をつづけてゐる人であるが、ニューヨーク地裁内のプロベーション係官四十数名を指揮しながら、たえずプロベーション制度が直面している、内外からの攻撃とたたかつてゐる。女史は、ニューヨークの少年裁判所、少女裁判所、家庭裁判所、婦人裁判所など、すべてのためにプロベーション係官を動員して、プロベーションの機能を拡大したい、と意気込んでゐた。婦人裁判所に専属するプロベーション

ン係官には黒人の係官が大分いた。対象とする売春婦に黒人の女が多いので、黒人の係官が必要なのだろう。法廷で参考人として呼び出されて来る民間のケース・ワーカーや社会事業家などにも大分黒人の婦人がいた。

プロベーションの制度は、罪を犯した人々が、「自分から更生しようとするのを助ける」ことを目的として設けられた制度である。それは、ニューヨークでは、今世紀のはじめに善き動機と善意との他には何らの設備もなしにスタートを切つたものである。しかし、それは、あくまでも、刑罰でなくて、保護指導によつて救えるものを救おうとする熱意によつて持ちこたえられてきてゐる。

ニューヨークの婦人裁判所には、いくつかが、伝統的に行われてきた、感心できないしきたりがある。悪徳対策部隊の制度、売春の相手方(男)を放任しておくことなど。これらについては、人道主義的な、アナ・クロス女史をはじめ、婦人プロベーション係官は、なんとかして改正したいと努力してゐる。現在のニューヨーク地方刑事裁判所長官ムタフ氏もこれは改正すべきだと声明してゐるので、近く改正されることだろう。しかし、どんなに改正されても、売春問題の解決は困難なことには變りない。その中で、一人でも初犯者を転落から救い、再犯者を再転落から救う努力を、プロベーション係官はつづけてゐる。



定置網のあみしめ

日本海

定置網の漁村

富山県氷見市金波

日本海の荒波が能登半島にさえぎられ、富山湾となり、おだやかな波をよせる西側に氷見市がある。最近一郡一市の市政が布かれたばかりで、海岸をいかに調査対象となつた宇波はじめ阿尾、巖田、女良等の漁村が並んでいる。魚の群が、安息所を求めて、平穏なこの海岸へ集つてくることから、ここには、数百年の歴史をもつ定置網漁業が発達し、多くの人々が漁業によつて暮らしをたててきた。

この三つの報告は、八月から九月にかけて労働省婦人少年局で行つた「富山・漁村の婦人の地位をたかめる運動の」一つとして、局員が直接現地に赴き、漁村の生きた姿を眼で見て、耳で聞いたものをルポ風にまとめたものです。

一 編集部

市宇波が調査対象地となつたので、八月二十四日から四日間、ここで調査を実施し、親しく村の人々の生活に接した。宇波部落は、北陸線富山からバスで五十分あまり、面積二・五平方町、人口一、一二人（内女五八〇人）、二四世帯、漁業従事世帯一〇〇、その内八八は農業を兼業している。産業の中心はいまでもなく定置網漁業であり、定置に出られない漁夫が三つあみ、一本釣等の漁業に従事し、又遠く神奈川、千葉、石川、富山の定置へ出稼ぎに行つてゐる。農業は山の追つた止まない土地であるから一戸当りの耕地面積は零細で（平均四反余り）殆どが一町以下、婦人の労働に依存する所が大きい。漁獲物はすべて、氷見の市場で売られ、宇波へは水揚げをしないので、漁港にみられる活気はなく、漁業に附随する加工業も存在しない。漁法は定置漁業の伝統を守り、漁不漁の差はあつても、生産力に本質的な変化は長い期間を通じておこらなかつた。

ものとなつたが、かつての網元は、現在も漁業協同組合組織においても大目出資者として実権を握つており、同時に地主として農業面における実力をも併せてもち、その旧来の勢力は堅固として抜き難いものがあると思われ。漁夫連との昔からの関係も、形式こそ変つたが、質的には殆ど大差なく残存しているように見受けられた。漁夫は、一方で少ないながらも漁業組合への出資者であり、他方その資金は歩合制をとつてゐるため、身分意識は二重に醗酵になつており、新しい関係の確立への意欲もさほど感じられなかつた。

漁村の生活や意識について見ると、漁業関係の仕事には殆ど婦人はタッチしてない。その反対に、農業の方は、男が海へ出たり、出稼ぎで土地を離れるため大部分婦人の肩にかかつてゐる。一戸当りの耕地面積はわずかで、あつても、段々畑の坂道を重い肥料をかついて往復するその労働は非常に激しいものがある。そしてその結果得られる農産物は、土地のせいまいこと、生産力の低いことから、自家消費を満たすに止まり、殆ど現金収入となる事がないから、彼女達の重い労働は報いられること少く、大した評価は与えられていないようである。

意欲の面においても男女を問わず、保守的な色彩が濃く、経済的進歩や社会情勢の理解と対応するものとして、難なく理解されよう。選挙の際の投票率なども男女とも高いが、これを政治的関心の高きからとみるのは無理のよう

西部には小峠が連なり、北に僅かな平地しか持たないこの土地では、海に生活を求めるものが多く、平部部落五〇〇世帯のうち約半数に近い二五世帯が漁業を営み、農業は漁家や商家の兼業として行われているにすぎない。

平部部落は、さば、あじ、かつを一本釣（一月・九月）、さんま棒受網（九月・十二月）、かじき、さめ突棒、とび魚さし網、あわび、さざえ、てんぐさ海水漁業（五月・十月）と、きわめて多種多様な漁業形態をなしており、岸壁には進水したばかりの純白の七五トン漁船をはじめ、数多くの中型漁船が待期している。

また昨年から遠く八戸沖に遠洋漁業も行われるようになって、五色のテープをなびかせ家族と別れを惜みながら、出漁船が沖合に消えて行く光景が港にみられるようになった。ここで水揚げされる魚貝類は、関東及び甲信越向けとなつて町の財政をうるおしている。海沿いに建てられた製氷、冷凍工場の近代的施設、海中に突出た赤い屋根の船着場、漁民会館など、この港が年々隆昌にある様子がうかがえた。そして漁業協同組合では、さらに大型漁船の建造、離島工場、削節工場の建設へと、漁業規模の拡大や漁業労働者の月給制度の実施など、遠大な計画のもとに果下一の近代漁港をめざしているところである。なお、この港の表情が、明るくモダンめいたものがあることが印象的であつた。

漁村の生活や意識について見ると、漁業関係の仕事には殆ど婦人はタッチしてない。その反対に、農業の方は、男が海へ出たり、出稼ぎで土地を離れるため大部分婦人の肩にかかつてゐる。一戸当りの耕地面積はわずかで、あつても、段々畑の坂道を重い肥料をかついて往復するその労働は非常に激しいものがある。そしてその結果得られる農産物は、土地のせいまいこと、生産力の低いことから、自家消費を満たすに止まり、殆ど現金収入となる事がないから、彼女達の重い労働は報いられること少く、大した評価は与えられていないようである。

以上を印象を一言で云うならば、漁村の婦人ということで選んだ氷見の婦人達の姿は、一般に封建的といわれている農村の婦人達と非常に似通つたものを感じさせられ、法制上の改革や婦人解放の理想は、なお多くの困難に面していることを痛感させられたのである。



平部の海女

平部港と婦人

千葉市からディールカーで東京湾沿いに二時間走り走ると、房総半島の南端、千倉駅につく。ここからバスに乗りかえ海岸にむかつて五分の地点が千葉県安房郡千倉町平部である。太平洋の黒潮に臨む平部は、多岐な漁業形態をもつ。東部の千倉港と並び外房用屈指の漁

西には小峠が連なり、北に僅かな平地しか持たないこの土地では、海に生活を求めるものが多く、平部部落五〇〇世帯のうち約半数に近い二五世帯が漁業を営み、農業は漁家や商家の兼業として行われているにすぎない。

平部部落は、さば、あじ、かつを一本釣（一月・九月）、さんま棒受網（九月・十二月）、かじき、さめ突棒、とび魚さし網、あわび、さざえ、てんぐさ海水漁業（五月・十月）と、きわめて多種多様な漁業形態をなしており、岸壁には進水したばかりの純白の七五トン漁船をはじめ、数多くの中型漁船が待期している。

また昨年から遠く八戸沖に遠洋漁業も行われるようになって、五色のテープをなびかせ家族と別れを惜みながら、出漁船が沖合に消えて行く光景が港にみられるようになった。ここで水揚げされる魚貝類は、関東及び甲信越向けとなつて町の財政をうるおしている。海沿いに建てられた製氷、冷凍工場の近代的施設、海中に突出た赤い屋根の船着場、漁民会館など、この港が年々隆昌にある様子がうかがえた。そして漁業協同組合では、さらに大型漁船の建造、離島工場、削節工場の建設へと、漁業規模の拡大や漁業労働者の月給制度の実施など、遠大な計画のもとに果下一の近代漁港をめざしているところである。なお、この港の表情が、明るくモダンめいたものがあることが印象的であつた。

漁村の生活や意識について見ると、漁業関係の仕事には殆ど婦人はタッチしてない。その反対に、農業の方は、男が海へ出たり、出稼ぎで土地を離れるため大部分婦人の肩にかかつてゐる。一戸当りの耕地面積はわずかで、あつても、段々畑の坂道を重い肥料をかついて往復するその労働は非常に激しいものがある。そしてその結果得られる農産物は、土地のせいまいこと、生産力の低いことから、自家消費を満たすに止まり、殆ど現金収入となる事がないから、彼女達の重い労働は報いられること少く、大した評価は与えられていないようである。



唯、一、特、殊、的、

田の浦の婦人

—瀬戸内沿岸漁業の
代表的

岡山から宇野線を南下し、茶屋町駅で
下津井電鉄に乗り換えると約四十分で瀬別
山駅に着く。

眼前には、鰐龍諸島を浮べた瀬戸内海國立公園が展げ、眼下には東西北三方を山に囲まれた掘鉢様の底にひしめく瓦屋根の波が見下される。田ノ浦部落である。

三田ノ浦は、鬼島半島の最西南端、

兒島市の南東端に在り、総面積わずかに
○・四五平方杆、その中に約四四〇の家
屋と、五三二世帯を擁し、二、四八八人
の人々が生活している。耕地は田畑併計
で約四町歩しかなく、小學校と寺と部落
一の酒屋とで部落全体の約三分の一を占
めてしまふこの部落は、香川県東部松山市の
海部町西沢と共に瀬戸内海随一のスラム

出といわれている。
世帯の約六割が漁業によつて生活して
おり、一番多いのは、タコ、メバル、イ
イダコ等の一本釣である。次が延縄ヒキとよ
はれる漁業で、一本の母縄に、魚の大き
さに応じた間隔に先端に釣針をつけた支
縄を百本前後つけ、これでナゴ、タイ、
アコウ、スズキ等をとる。
三番目は網漁業で、これにはイカナゴ
袋待網、エビ漕網（小型底曳網）、メバ
ル等をとる建網、サヨリ、サワラ、ママ
カリ等をとる流し網等がある。このほか
撒餌釣、点火鉈、ワカメ採取等の漁法
も用いられており、種類は多岐にわたつ
ている。

從來田ノ浦の代表漁業は、一本釣、ついで延縄であり、なお現在もこれに従事する世帯数は両者併せて漁業世帯の約九割を占めているが、戦後急速に進出した袋待網、エビ漕網は、世帯数にすると約割足らずではあつてもその漁獲高において前者をはるかに凌ぎ、現在では総漁上、田ノ浦の主幹漁業となつてゐる。

しかしこれらの漁業は、狭い内海水面を漁場として行われているので、沖合或るいは遠洋漁業にみられるような企業としては成立たず、大部分が家族労働を主体とする個人経営で、漁船も最高五、六トン、レーダー皆無の有動力一八四馬力、無動力六一馬力という状態である。

このような漁業形態の原動力、牽動力は、肉肉治具漁業の特色を現わすもので

田ノ浦船をれを代表するものといふより、この漁村婦人の労働の主なものとして延縄漁業における「細くり」があげられる。早朝、父や夫の船が入港すると女逆は直ちに夜の出船に備えて、使い終つて無難作に桶に投げ込まれている延縄を解きほぐし、支縄の釣針を調べ、父や夫が次の漁に船を進めながら、する／＼と縄を海に流し込めるよう、一桶毎に縄を整える。

この一桶を整えるには約一時間ばかりかゝる。一漁に三〇〜四〇桶を積んでゆくので、全く家族総動員でかからなければ間に合わない。漁の多い時期には一桶十五人で人を雇うこともある。

は、アイロン仕上けに従事して、月二、七千円の賃金を得て家計にあてている。このような生活条件の下で、婦人達は、一見農村婦人にみられぬ明るさと活潑さをもつてゐる。「財布は女がにぎる」「結婚は本人本位」「家での発言権は強い」と彼女達はいう。しかし又一方「十年後のことを考えると暗然とする」「夫が今、海で倒れたらどうしよう」「夫の仕事の性質上、岡の奥さん達のようにゆつくり暮られない。ぐつすり眠つてみたい」「娘は岡仕事の人に嫁にやる」「等々口をそろえて述懐する様子は、海の暮しの辛さを物語るものである。

南を受ける防波堤に一列に腰を下して、
細くりをする女達の姿も、また田ノ浦漁
村光景の一駒ひとこまであろう。その他漁業関係
の婦人の仕事に、餌の買入れ、網漁業の
家では網の染めかえ、修繕、積込みの手
伝い、イカナゴ乾燥加工等があげられる
夫と共に船に乗つて漁撈に従事する婦人
は少いが、一本釣に五―八割、延縄に一

朝から春屋の軒先で氷を食べている母子。狭い土地に目立つ駄菓子屋の数、水と今年の五月、幾軒かに水道がひかれたという所。風呂を持つ家が八軒、窓のない家、台所のない家、一間きりの家が多い所。真輝で道路を走り廻る子供の群。

「働く少年少女の生活文」選者のことば

社会的な見方の芽生え

金久保道雄

「働く少年少女の生活文」を読んで、いちばん強く感じたことは、なぜ日本の働く子供たちは、こうも不幸な環境におかれなければならないのだろうか、ということだつた。

不幸な子供たちだから、子供のうちから大人にまじつて働かなければならない。その不幸な子供たちを、社会はあまりにもつめたく迎えている。そして子供たちの不幸は二重にも、三重にも、つみかさねられている。

働く子供たちになんて意地悪い、つめたい大人たちも、しょせん不幸な人間なのだが、それだけに子供たちは、ちよつとした大人の思いやりにも深い感激を覚え、これがみじめな子供たちの生活を強く支える柱となつてゐる。

片親のない子供、苦しい生活のなかでも向学心に燃えてゐる子供、暗い生活のなかで強く、明るく生きようと努力してゐる子供、なぜ自分はいくらも不幸なのだらうかと考えてゐる子供――

―働いている子供はシンを持つている。
文章もつたなく、考えもあさいが、生活文をつづることによつて、自分たちの生活をみつめ、考えだしている。そして、なによりも社会的なものの方が芽ばえてきていることがたのしい。

読売新聞社・編集局教育部長

實生活に徹した作文

平林たい子

みんな粒がそろつて、ある程度のでき栄えてある。実生活に徹していて、観念的なことを言っている作文がないのが、一つのよい特長となっている。しかし思考する部分ではみんな似たりよつたりの考え方をしているのが目につく。

ずつと人に厭える力をもつてゐると信じる。

作家・婦人少年問題審議会長

自分をもつと大切に

橫尾克巳

応募の生活文の、どの一篇をとつても、恵まれない境遇の中で、真剣に生活を追求している姿には敬服しました。義務制の九年の学校教育を終えて、これまでもかくにも、同じ歩調で来た友人と進路を異にする、人生最初の岐路——この悔みが切々と語られていないものはないかと思ひます。この悔みは、諸君自身の責任というより、むしろ諸君の境遇の結論といつてよい位なので、諸君の進学する友人に対する劣等感といった割り切れない気持には、充分同感出来るものがあります。しかし一方から云うと、この考え方はやや定石的に過ぎはしないでしょう。か。なるほど、わが国の社会は、これまでは学校出万能のところはありましたが、戦後、民主日本の出発とともに、政治や経済の様子も相当變つて、たとえば組合なども実力を持つて来るようになりました。諸君の考え方には、やや従来の、学校教育に対する必要以上の過大評価があるように思ひます。勿論、知識や研究は充分尊重すべきですが、これは何れも学校でのみ

考えられるものでないことは、諸君のよく御承知のことです。

定石的といへば、一般的に云つて生活文そのものが月並な型と、きまり文句が多いように思いました。もつと独創的な表現や新鮮な感じ方がありそうなものだと思います。例えば「山彦学校」のあの他に真似の出来ない目のつけどころのような。これは結局、諸君が、本當に自分の生活や職場を自分の目で見、自分の言葉で語っていないからではないでしょうか。本當

に眞摯に自分の仕事や生活を受けていれば、たとへば拙くても、もつと切実な表現が出てくると思われます。つい不用意な表現だとは思いますが、ぎりぎりの働く理由が、家のためだったり、恩師の教訓の一つが拠りどころだったり、折角苦しい目をしながら働いている諸君自身に可愛想ではありませんか。もつと自分を大切にしたいと思ひます。

こんなにも働いて働いている諸君にラジオが余りにも関係がないのに今更ら驚き、且つ想しくなりました。わが國のラジオは随分普及したと思つておりましたが、(通信教育の講座などもやつていますが)、まだまだ諸君の手の届くところまでは行っていないのです。

放送を仕事としているものとして考えねばならぬことと密々思ひました。

——日本放送協会教育講座課員——

本年度募集生活文入選作品より

大志を抱いて

甲山朋春



「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず。」

僕は、幾度か同じことを繰返す。人通りのほとんど無い、川添いの田舎道だから、大きい声でも言つてみる。すると、僕も人間として、立派に生きてゆけるのだという、希望と自信が、むらむらと湧いてくる。

道が、次第に上り坂になつてゐるからでもあるが、運搬車なので、ふんではいる。ペダルが重い。やがての割合には、一貫

二百匁ずつ詰めた煎餅のかんを、四箇積んでゐるだけだけれども、額に汗がにじみ、肌も汗ばんでゐる。

「青年よ、大志を抱け。」

僕は、あたりにかまわず、大声で叫ぶ。山にこだまして、わあわあという声で、はね返つてくるが、それは、天からのような声でもあつて、たしかに「青年よ、大志を抱け。」と、言つてゐる。

僕は、会社の人員整理で失業した父の

一つの山を曲ると、僕がこの方面に仰に来るたびに、きまつて「ああ、この当りだつたなあ。」と、感慨にふける場所に来る。

去年の暮、空模様はただならぬ気配が

ら、もしかしたら降るかも知れないぞ、とは思つてゐたが、冷えこむ寒さなので、あられならはたいたことはあるまいと、いつものように四箇のかんを積んで出た。無理に頼んで「かんを取つても

僕のことか、幸福な友達のことか、つぶやくともなく一人言をもらしたのが、不覚であつた。あつと思つたしゆんかん、横すべりした自転車もとも、川側の斜面を幾回か転ぶしながら落ちるんだ。

「しまった煎餅は無いからよかつたが、店の自転車がかつたら、どうする。」

雪の中に頭をつつこんだまま、身動きもできないで、僕は考えた。いや、雪の中だから、自転車はこわれていないだろう。そう気休めに思つてみると、何かに打ちつけた頭や肩の痛みが、ずきんずきんと感じられてきた。

起きあがる気力もなく、しばらく、そうしてゐると、世の中で僕が一番不幸な人間に思われ、あふれるように涙が流れた。

「こんな仕事、もう今日がぎりぎりやめろ。だが、だが、するものか。」

そう言つて、泣いた場所がここである。だが、一夜明けると、はち巻をぐつと締め、痛む肩に顔をしかめながら煎餅を焼く。今日まで、幾たびもこの道路を歩いて通つてゐる。

僕は、落ちこんだあたりをちらつと目をやり、にやつとして足に力をこめると、自転車を思いきり早めて通り抜けた。

村の農協に着くと、仕入係の鈴木さんが、いつものように鮭豆煙管をくわえて、何かの伝票をめくつてゐた。僕が声をかけると、顔をあげて、じろりと眼鏡をこしに見つめ、好い人なのに、意地悪そうに早く返辞もしない。

僕は、棚にならんだ十ばかりの、煎餅かんを見廻し、その中にあるうちの印した三種の売行きがどんな具合が見えるかをを数れない。

「お前さん、この煎餅、どうも評判がよい。ないで。同じ値段で、味が雲泥じや。」

鈴木さんは立ちあがると、棚のところへ行つて、一つのかんから煎餅を二枚ばかりつまみあげ、僕の前に持つて来た。

「これ、くうてみたらようわかる。」

僕は一枚を受取つて、形や色の具合をたしかめ、砂糖つけの調子をながめた。

注意ぶかく二つに割つて、焼加減が申し



土に立つ

小室文子

「女子もう起きなよ」と母の私を起す声がかすかに耳もとにひびいた。眠い目をこすりながら起きると、戸のすき間は明るくなつて小鳥の音が賑やかである。頭上の時計が五時を打つた。私は、毎朝のように食事の用意に取りかかる。母は、裏山へ草刈に出て行つた。間もなく祖母が起きて庭を掃き始めた。六時には朝食が済む。兄は、町の工場へ出て行き、妹と弟は登校の仕度をしてゐる。

今日は、陸稲を蒔くので野良着に着替へ裏庭に出る。やや冷たい風が静かに流れ何とも云えぬ心地がする。私は、力いっぱい深呼吸して一人で豚小舎脇の堆肥の山を切り崩し始める。冬と後を向くと、父が松葉枕によりかかつて立つてゐた。

父は、終戦以来関節炎で体が不自由になつて働く事が出来なくなり、そのため私の家では生活がとて苦しく、母を始め家内中苦勞を続けて来た。全く病人や幼児で働き手がいないから、一町五反も耕していたのを、急に耕作面積を減らしてしまつた。

私は、この三月中旬を卒つたばかりでまだ農作業は慣れないけれど、これから養鶏や養豚を取り入れ、一生懸命働いて、生活が少しでも楽になるように努力したいと思ふ。

父は、「俺が丈夫な頃は二反分位の肥合せは朝飯前に済ましたもんだ」といつて、金肥の配合の事や肥の切り返えしについて細々と注意してくれた。母は洗濯

を済して誰かが来たらしく何かに話している声がする。農家では早朝より作業にかかつて、ちよいちよい余り用事もないう人が来訪して、無駄話に長時間を過ごしてしまふ事が多い。又一寸来た人にもすぐお茶を出す。先方でも遠慮しながら腰を下ろして、二、三分で済んでしまふ話を余計な事まで話して時間を無駄にしている。この点は第一に改めねばならないと思ふ。これでは作業の能率が上らないし、ただ忙しい忙しさと仕事にいつも追いつけられていて、新聞ラジオ等によつて教養を高める時間の余裕も持てない。私は、一年を通じて無駄がなく平均に働いて、しかも充分教養娯樂の時間が取れるように、農作業を計画的に工夫してやらねば駄目だと思ふ。

そこで、私は、日記をつけて一年間の農作業の在りのまゝを知つて、来年は予定を作つてやつて見る積りだ。やがて、母ともつとて肥を畑へ運び出して、祖母と私で麦の畦間へ作条を作つた。腰を曲げて鉄を引きつて後ずさりにして畦を作るのであるから、祖母はえびのように腰が曲つていてもこの作業は苦しいらしい。私も腰が痛くなつて途中で何回か立ち上つた。全くいまだにこんな原始的作業を改めないでゐるから農村に腰の曲つてゐる人が多いのだと思ふ。

私は、早速せびき鉄(立ちながら畦を作る鉄)を作る事を父に相談した。母が肥をまいた後から祖母が種を蒔いて私が

婦人と年少者

土をかける。肥がなくなると又母ととも
て運搬。金々重たい肥である。胸が抜
けそう。こんな作業も畑へ農道を作つ
て、車で運ばば楽で能率も上がるのに、何
十年も平気で続けて来たのである。この
ように原始的な作業が農村には沢山行な
われている。これは、現在の農村に新し
い教育を受けた人が少いから他の産業の
ように近代化する事がおくれれているため
だと思ふ。現に私の級友達も進学した者
の他はほとんど都会の生活にあこがれて
出て行つてしまひ、今農業に従事してい
る者は私とA子さんだけである。私は、
在学中やがて生活改善普及員になつて農
家の生活改善のために働きたいと大きな
事を夢見ていたが、働き手のない家の事
情を考えると外に出るわけにもいかない
から、卒業後は母を助けて農業をする決
心をした。そして、今後も土とたたかひ
ながら勉強して生活や経営の向上をはか
りたいと思ふ。

やがて、夕陽が筑波の峯へ落ちかかる
頃、一反五畝ほど蒔いて今日の作業が終
つた。慣れないせいか体がへとへとに疲
れた。でも夕もやに包まれて静かに暮れ
て行く野村を渡るそよ風に頬を吹かれ
ながらたずむと、前の田より蛙のコー
ラスが流れてくる。しばらくうつとりと
して目の疲れも忘れてしまふ。詩の世
界である。私は、土に生きる者の喜びを
しみじみと感じた。

水戸市・農業 十五歳

労組婦人のページ

◆全専売、全国婦人代表者会議

八月十一日、十二日の両日、各支部
代表者九十二名、傍聴者四十名を集め
て、全国婦人代表者会議が東京支部講
堂で開かれました。この会議は、いま
までの青婦合同会議から離れて婦人だ
けの代表者会議として持ったわけで、
青婦合同では第四回にあたりますが、
婦人代表者会議としては第一回となります。

この会議では、従来の形式を破つて
本部が議案を用意せず、討論のテーマ
だけを与え、職場の婦人組合員のナマ
の声を反映して問題点をとらえ、その
中から活動のすべ方方をきき出してゆこ
うとして、三つの分科会で討論を行ひ
ました。

さらに、婦人組合員の多年の宿願で
あつた婦人部長の選出が行われたこと
など、この会議は全専売にとつて画期
的なものであつたと云えましよう。

このような期待のうちに進められた
会議の成果についてのべますと、「生
理休暇の問題」「托児所の増築」「職
場施設の問題」「男性との差別待遇」など
各支部から実情が訴えられ、また婦人
が役員に出るにはどうすればよいか
と真剣に討論されました。その結果、
一つの支部だけではだめで、全国各支
部が一斉に活動すべきであるとして、

婦人問題解決に対する自主的な努力が
かりが必要であるとの結論を得まし
た。なお、初代の婦人部長には宇野八
重子さん（東北、須賀川）を選出しま
した。

組合幹部は「実質的にはこの会議で、
数々の成果と教訓を得て、一歩前進を
示したことはひとめめられるが、会議全
体を通して考えられたのは、代表者が
組合支部の日常活動をどのようにつ
め、問題を把握しているかという点
と、職場の婦人組合員と充分に話し合
い、問題を消化し、その集約を持ちよ
うているかという点であつた。全般的
に活発な発言がなかつたことにもあら
われている。しかし今後における婦人
部への期待は大きい」と述べていま
す。

◆全銀連、第十二回全国青婦人
代表者会議

九月八日、九日の両日、東京芝の女
子会館と中労委会館で開かれました。
加盟五十六支部中、四十八支部約三百
名の青婦人代表が集まり、昨年の第十
一回青婦代表会議を更に発展させるべく
熱心な論議が交わされました。

第一日は三つの分科会に分れ、即ち
「生活と権利を守るために」「文化活動
を前進させるために」「平和運動をひ
るげるために」の三分科会で論議し、
第二日は全体会議で各分科会の報告に

もつて討論されました。

この会議の成果について青婦代表部
長は次のように述べています。「まず、
従来の青婦代表会議に見られない友情の
深まりと、労働者の連帯感が、全体会
議、文化の集い、座談会等にあらわれ
たことである。スト支援カンパ、或る
従組における協約問題に対する討議に
あらわれていたように、日常具体的な
自分達の問題としてのとらえ方にか
がうことが出来た。

つぎに婦人懇談会をもつて婦人代表
全員が参加して討議されたが、婦人の
雇用問題、生理休暇の問題、既婚者の
問題など婦人自身の力でかちとられ、
闘われていることが話し合われ、婦人
組織が各職場の中で少しづつ前進を示
していること、次の大会にはぜひ婦人
問題についての分科会をもちたいとの
希望もあらわれていた。総体的にみて
前進を示していることが明らかにされ
たが、まだ発言が片寄つていること、
もつとみんなが活発に発言できるよう
にするためには、今後とも、職場の中
で話し合いをすすめるようにしたい。

なお、明らかにされた問題点につい
て何故解決出来ないかについて討議が
充分でなかつたこと、職場の実情の中
で、どういう統一行動が具体的にどの
ように進められているかについての把
握が充分でなかつたことが反省させら
れた。

女子の就業者数と完全失業者数 (1955年5月)

業 別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇 用の産 成率	女子の前 年同月と の比較
総 数	19,000	24,810	43.4		+970
自 営 業 者	2,590	8,480	23.4		+850
家 族 従 業 者	11,860	5,000	69.5		+290
雇 用 者	4,740	10,920	80.8	100	+270
農 林 業	860	820	52.3	7.4	+100
漁業及び水産養殖業	10*	170	5.6	0.2	-10
鉱 業	50*	450	10.0	1.0	-10
建設業	200	920	17.9	4.2	+50
製造業	1,610	8,380	32.3	33.9	-100
卸売、小売、金融、 保険、不動産、 運輸、通信その他の 公益事業	990	1,780	35.7	20.8	+160
サービス業	180	1,590	10.2	8.8	-90
公 務	1,200	1,290	48.2	25.3	+190
完 全 失 業 者	160	1,020	13.6	9.4	-80

【註】 1) * 印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査一

一人一か月平均現金給付総額
(1955年5月)

業 別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合
総 数	8,386	18,797	44.6
鉱 業	8,119	17,966	45.2
製造業	7,449	18,474	40.3
卸売及 び小売 業	9,499	20,889	45.4
金融及 び保険 業	11,986	24,181	49.4
運輸通 信及他 の公益 事業	11,247	18,604	60.6
建設業	6,946	14,710	47.2

一労働省労働統計調査部調一

婦人少年局 ニュース

○婦人少年局 人事異動

九月十六日附 (括弧内は旧任)	
埼玉婦人少年局長 (括弧内は旧任)	中田 とく
茨城婦人少年局長 (婦人労働調査係長)	原 栄子
大阪婦人少年局長 (婦人労働調査係長)	武部 きみ子
愛知婦人少年局長 (大阪婦人少年局長)	金 政 芳 榮
福岡婦人少年局長 (京都婦人少年局長)	前 田 薫
京都婦人少年局長 (福岡婦人少年局長)	山 田 ア ヤ
高知婦人少年局長 (高知婦人少年局長)	谷 口 貴 美
佐賀婦人少年局長 (高知婦人少年局長)	朽 葉 繁 子
香川婦人少年局長 (佐賀婦人少年局長)	秀 島 初 子
婦人少年局長書記室係長 (香川婦人少年局長)	須 賀 万 龜
八月三十一日附	
北海道婦人少年局長 (香川婦人少年局長)	三 浦 宜 子
富山婦人少年局長 (北海道婦人少年局長)	宇 尾 喜 子
富山婦人少年局長事務代理 (富山婦人少年局長)	一 瀬 文 子

○「誌上相談室」の新設について
本誌上に、来年から新しく「誌上相談室」のページを設けることになりました。次の規定により御利用下さい。
一、内容は婦人労働・年少労働・婦人問題に関するものに限り、ハガキに相談の件を明記して下さい。
二、誌上掲載の選別は当方でできます。
三、誌上以外ではお答えいたしません。
四、相談は随時受け付けます。

婦人と年少者 第三巻 第十号
定価 五十円 千四百円
発行人 久米 愛子
印刷人 平林 たい子
印刷所 石井 完一
発行所 婦人少年協会
東京市代田区大塚一丁目七
電話大塚内 四六二五
電掛大塚内 〇七九六

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

婦人関係年表

—— 労働省婦人少年局監修 ——

★婦人問題研究家必携の資料

◇歴史とともに婦人が歩んできたあとを年表によって、一目でわかるように編さんしたものです。

◇日本に関するものは、明治以後、昭和二十九年までの事項を記載し、外国については、近代婦人の解放に重大な影響を与えたフランス革命・産業革命の行われた一七〇〇年代の後期から収録されています。

◇婦人問題研究家や、学校における社会科の資料として、また図書館の閲覧用としておすすめていたします。

A五判 四〇頁
定価 五十円
千一〇円

各地の婦人少年室でも
御取次致します。

発行所

婦人少年協会

東京都千代田区大手町1の7
振替東京107914